

---

---

市民文教委員会

---

---

# 市 民 局

## 内 容

市民局関係予算  
市民生活交通安全対策  
戸籍・住民基本台帳等  
国民年金  
人権行政  
男女共同参画推進  
市 税

## 1. 市民局関係予算

(単位：千円)

科 目 \ 年 度	R4 (決 算)	R5 (最 終)	R6 (当 初)
徴 税 費	2,093,104	2,811,028	2,581,175
年 金 費	97,347	95,700	96,401
市 民 生 活 費	1,923,662	1,992,560	1,922,812
計	4,114,113	4,899,288	4,600,388

## 2. 市民生活

### (1) 市民相談

住民の市政に対する相談や要望、苦情などが急増し、これらに対処する必要から公聴広報課内に昭和47年5月に市民相談室を設置。昭和51年10月の機構改革で市民相談課となり、児島・玉島・水島各支所にも市民相談室が設置された。昭和56年4月に市民生活課と改称し市民相談係設置、さらに平成13年4月には生活安全課市民生活係に改称した。平成17年4月、市民課と統合し「市民サービスセンター（市民生活係）」となり、平成18年4月、総合相談センター「らいふサポート倉敷」にて窓口を開設。平成21年4月より再び本庁舎に場所を移し、生活安全課に改称した。

#### ア 市民相談件数

相 談 別	R3年度	R4年度	R5年度
市 政 相 談	787	730	511
市 政 以 外 の 相 談	1,345	1,400	1,473
一 般 法 律 相 談	1,362	1,547	1,593
登 記 相 談	129	244	276
不 動 産 相 談	70	126	121
住 宅 建 築 相 談	17	17	24
年 金 ・ 労 務 相 談	5	15	33
司法書士による少額法律相談	51	113	177
行政書士による相談	27	42	47
合 計	3,793	4,234	4,255

イ 市政相談の内容別件数

局・部別	R3年度	R4年度	R5年度
市長公室・議会事務局	1	2	1
企画財政	51	58	20
総務	総務	12	13
	支所	5	0
市民	市民生活	181	117
	人権政策	11	7
	税務	25	27
環境リサイクル	環境政策	30	24
	リサイクル推進	26	21
	下水道	4	3
保健福祉	福祉	116	71
	子ども未来	9	6
	保険	60	39
	保健所	49	18
	市民病院	0	0
文化産業	文化観光	12	5
	商工労働	1	0
	農林水産	21	19
建設	用地・駅開発	1	0
	都市計画	1	8
	土木	40	41
	建築	32	40
ボートレース事業局	0	0	0
消防局	1	2	0
水道局	3	8	7
教育委員会	17	5	4
選挙管理委員会	1	1	0
農業委員会	7	5	10
その他	7	13	10
合計	787	730	511

ウ 市政以外の相談内容別件数

内容別	R3年度	R4年度	R5年度
結婚・離婚	63	56	71
相続・登記	307	317	364
民地の境界	20	16	3
地代・家賃	16	9	24
土地・住宅	213	221	168
金銭貸借	52	41	48
病気・病院	28	21	25
国・県の事務	52	30	15
消費生活 (消費生活センター以外)	38	45	72
その他	556	644	683
合計	1,345	1,400	1,473

エ 法律相談の内容別件数

内容別	R3年度	R4年度	R5年度
土地	106	109	128
家屋	130	114	101
金 銭 貸 借	141	167	139
親 族	312	285	325
相 続	332	425	390
そ の 他	341	447	510
合 計	1,362	1,547	1,593

オ 各種相談一覧表

(R6年4月1日現在)

相 談 名	相談場所	相 談 日 時		相談員
市 政	生活安全課	月～金	8：30～17：15	市職員 会計年度任用職員
	支所市民相談室 (児島・玉島・水島)			
	真備支所市民課			
一 般 法 律 ( 予 約 制 )	生活安全課	火・水曜日	13：00～16：00	弁護士
	児島支所	第1・3水曜日		
	玉島支所	第2・4水曜日		
	水島支所	第1・3水曜日		
真備支所	4、7、10、1月の 第1水曜日			
登 記 ( 予 約 制 )	生活安全課	第1・3木曜日	13：00～16：00	司法書士
	児島支所	奇数月	第4木曜日	
	玉島支所		13：00～16：00	
	水島支所	偶数月	第4木曜日	
真備支所	13：00～15：00			
登 記 ( 予 約 制 )	生活安全課	第1・3木曜日	13：00～16：00	土地家屋調査士
	児島支所	4、7、10、1月	第4木曜日	
	玉島支所	5、8、11、2月		
	水島支所	6、9、12、3月	13：00～15：00	
真備支所	偶数月			
司法書士による 少 額 法 律 ( 予 約 制 )	生活安全課	第2・4月曜日	13：00～16：00	司法書士
不 動 産	生活安全課	第1・3金曜日	10：00～12：00 13：00～15：00	宅地建物取引業協会相談員
住 宅 建 築	生活安全課	第4金曜日	10：00～12：00 13：00～15：00	建築工事業協会相談員
年 金 ・ 労 務	生活安全課	第4木曜日	13：00～16：00	社会保険労務士
行 政 書 士	生活安全課	第3月曜日	13：00～16：00	行政書士
原 爆 被 爆 者	生活安全課	第2木曜日	9：00～12：00	原爆被爆者会相談員
	児島支所	6、9、12、3月の第2水曜日		
	玉島支所	5、8、11、2月の第2金曜日		
水島支所	4、7、10、1月の第3木曜日			

相談名	相談場所	相談日時		相談員
行政	生活安全課	第3月曜日	10:00~12:00	行政相談委員
	児島支所	第3木曜日	13:00~16:00	
	玉島支所	第2月曜日	9:00~12:00	
	水島支所	第3月曜日	13:00~16:00	
	庄支所	6、8、11、2月の 第3水曜日	10:00~12:00	
	茶屋町支所	第2水曜日	9:00~11:00	
	真備支所	第1月曜日	9:00~12:00	
	船穂支所	第3木曜日	13:30~16:00	
犯罪被害者等 支援総合	生活安全課	月~金	8:30~17:15	市職員
なやみごと (人権)	生活安全課	偶数月の第1月曜日	9:00~15:00	人権擁護委員
	児島支所	第3木曜日	13:00~16:00	
	玉島支所	偶数月の第3木曜日	10:00~15:00	
	水島支所	第2木曜日	10:00~15:00	
	庄支所	8、11、2月の 第3水曜日	10:00~12:00	
	茶屋町支所	第2水曜日	9:00~11:00	
	真備支所	偶数月の第1月曜日	9:00~12:00	
	船穂支所	第3木曜日	13:30~16:00	

(2) 旅券(パスポート)

平成18年10月岡山県から事務委譲され、パスポート窓口を、本庁・児島・水島・玉島支所市民課に開設している。  
申請・交付件数

	R3年度	R4年度	R5年度
申請件数	1,068	3,791	9,944
交付件数	1,063	3,475	9,764

(3) 消費者保護と自立支援

消費者を取り巻く環境は、著しい技術革新や急速な経済の国際化により、複雑かつ多様化しており、インターネットを介した電子契約トラブルやその時々時事に絡んだ詐欺、また簡単に儲かる等の甘い言葉で消費者を勧誘する事例が発生している。そのため、国・県等関係機関及び消費者団体との連携を図りながら、消費者の自立を支援するため、消費生活展・各種教養講座などを通じて、消費者知識の啓発、情報の提供に努めるとともに、消費生活相談員による消費に関わる問い合わせや苦情相談業務を行う。また、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の防止を目的に補助事業を行う。

ア 消費者知識の啓発

(ア) 消費生活展・各種教養講座

(R5年度)

事業名	内容	参加人員
消費生活講演会	消費者知識の普及(2回)	122
消費生活学級	市内(27)小学校区へ設置(講演・研修・見学等)	871
消費生活展	第51回くらしと消費生活展	700

(イ) 消費生活モニター調査

市内の消費者による食品表示法に基づく食品表示と計量法に基づく内容量の調査を実施する。

令和5年度モニター数 31人

イ 消費者情報の提供

(ア) 出前講座の開催 受講者数 1,167人(33団体)

(イ) 広報くらしき掲載 12回

(ウ) FMラジオによる情報提供 5回

ウ 消費者団体の活動

名 称	人 員	R5年度事業
倉敷市消費生活学級連絡協議会	871	<ul style="list-style-type: none"><li>・講演会</li><li>・商品研究、リサイクル活動等</li><li>・情報紙「くらしの窓」発行（年2回）</li><li>・地区消費生活展 ほか</li></ul>

エ 消費生活相談

消費生活相談員による相談を、月～金曜日（祝日・年末年始を除く）に行う。

(ア) 相談方法別件数

相談方法	R3年度	R4年度	R5年度	全体比	前年度比
来 訪	526	460	395	12.6%	85.9%
電 話	2,514	2,733	2,730	87.3%	99.9%
文 書	1	1	2	0.1%	200.0%
計	3,041	3,194	3,127	100.0%	97.9%

(イ) 販売方法別件数

販売方法	R3年度	R4年度	R5年度	全体比	前年度比
店 舗 購 入	556	631	622	19.9%	98.6%
訪 問 販 売	154	150	149	4.8%	99.3%
通 信 販 売	1,043	1,236	1,138	36.4%	92.1%
マ ル チ 的 販 売	12	3	7	0.2%	233.3%
電 話 勧 誘 販 売	123	115	137	4.4%	119.1%
ネガティブオプション	46	132	14	0.4%	26.4%
訪 問 購 入	31	34	33	1.1%	97.1%
そ の 他 無 店 舗	30	326	26	0.8%	96.3%
不 明 ・ 無 関 係	1,046	567	1,001	32.0%	105.9%
計	3,041	3,194	3,127	100.0%	97.9%

オ 事業者指導の実施

消費生活に関する取引行為や表示等の適正化のため、法令に基づく指導等を行っている。

指導・相談等件数

主な権限移譲法令	R3年度	R4年度	R5年度
食 品 表 示 法	85	99	60
家庭用品品質表示法	2	1	1
消費生活用製品安全法	1	1	1
電 気 用 品 安 全 法	1	1	1
割 賦 販 売 法	0	0	0
ガ ス 事 業 法	1	0	0
液 化 ガ ス 法	1	1	1
計	91	103	64

カ 特殊詐欺被害防止対策電話機等設置事業

令和元年11月1日より、高齢者宅の固定電話への架電による振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の未然防止を目的に、満65歳以上の方のみの世帯を対象とした、迷惑電話防止機能付き電話機等の購入費用一部補助及び通話録音装置の1年間無償貸出を行っている。

購入補助・通話録音装置貸出実施件数

	R3年度	R4年度	R5年度
購 入 補 助 実 施 件 数	37	49	73
通話録音装置貸出実施件数	7	13	14



(4) 計量行政

昭和45年計量法による特定市の指定を受け、法に基づいた計量に関する業務を実施する。

ア 計量法第19条に基づく取引・証明用計量器（特定計量器）の定期検査

対 象 商店、事業所、学校、病院等 382戸（令和5年 玉島地区、児島地区、船穂地区）

\*特定計量器の定期検査は市内6地区を2つに分け、隔年で実施している。

（令和6年 倉敷地区、水島地区、真備地区）

定期検査の状況

年	検査戸数	検査器数	合 格		不 合 格		検査日数
			器 数	%	器 数	%	
R3	415	1,141	1,134	99.4	7	0.6	54
R4	680	2,822	2,799	99.2	23	0.8	95
R5	382	1,070	1,062	99.2	8	0.8	50

\*平成21年度から倉敷市指定定期検査機関である、（一社）岡山県計量協会が検査を行っている。

イ 立入検査

（ア）未受検計量器取締り

（イ）特定計量器の立入検査

（タクシーメーター、ガスリン量器、電気、水道、ガスメーターなど有効期間のあるもの。）

（ウ）商品量目の取締り

量目商品立入検査の状況

検 査 体	年	検査戸数	検査件数	超 過		不足不正	
				件数	%	件数	%
内 容 量 表 記 商 品	R3	2	62	0	0	1	2.0
	R4	1	75	12	16.0	0	0
	R5	2	69	20	29.0	1	1.4
面 前 計 量 商 品	R3	0	0	0	0	0	0
	R4	5	216	6	2.8	9	4.2
	R5	5	267	0	0	19	7.1

\*令和2・3年度面前計量商品の検査は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

（エ）商店、工場の指導取締り

（オ）適正計量管理事業所の推進、取締り

ウ 計量思想の普及

（ア）消費生活モニター調査

委嘱人員 31人 調査件数 1,575件

（イ）計量記念日行事

・ポスターの掲示

（ウ）計量啓発「はかってみよう講座」の実施

受講者数 66人（市内小学1～3年生及びその保護者等）

(5) 防 犯

ア 倉敷市地域安全活動支援事業

「倉敷市安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、地域で自主的に行う自主防犯パトロール活動を支援するため、防犯関連の消耗品を対象に、上限10万円までの補助金を交付する。

なお、補助金を交付した年度から5年が経過すれば、再申請できる。

年度	交付団体数	交付実団体数
R3	3（新規0）	116
R4	2（新規1）	117
R5	1（新規0）	117

（注）各年度の交付実団体数は再申請団体を除く。

イ くらしき安全・安心パトロール事業

市・教育委員会・事業者・警察の4者が防犯協定を結び、「安全・安心こども110番」「安全・安心パトロール」などのステッカーを37事業者が1,028台の車輛に貼って走行し、犯罪発生を抑止と市民の防犯意識の高揚を図り、業務中に不審者等を発見した場合、110番通報や子どもから助けを求められたときは緊急避難所として対応する。

3. 交通安全対策

(1) 事業

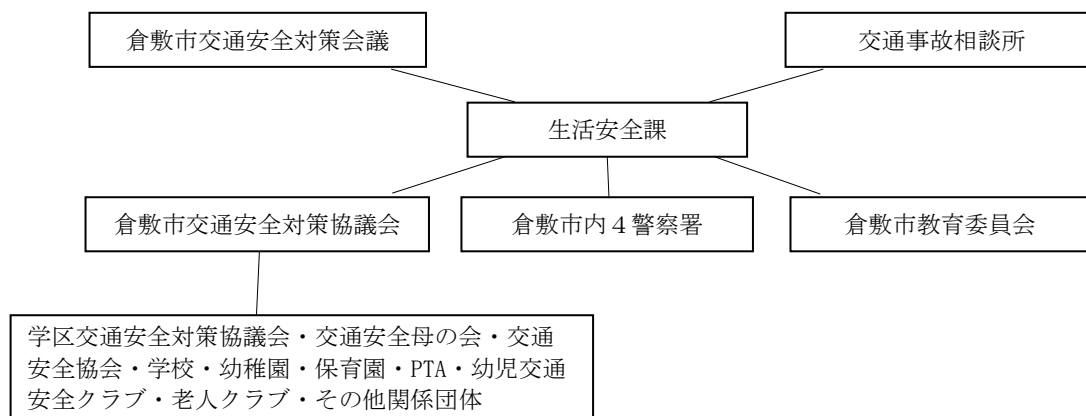
交通安全対策基本法に基づき、交通安全推進体制のもと、カーブミラーの整備、放置自転車防止対策、違法駐車防止対策などの交通環境の整備に努める。また、交通安全教育をはじめ、各関係団体及び関係機関と協力しながら、交通安全意識の普及啓発による交通事故防止を図る。さらに、交通事故災害による救済対策の一環として、交通事故相談を行う。

(2) 交通安全啓発運動

ア 内容

- (ア) 市広報紙等各種媒体を通してのPR
- (イ) 広報車によるPR
- (ウ) 交通安全教室の開催
- (エ) 各種交通安全運動への積極的参加推進
- (オ) 各種関係団体によるPR
- (カ) 立看板・横断幕等による街頭PR

イ 組織



(3) 交通公園

- ア 設置年月日 平成17年8月1日
- イ 位置 倉敷市真備町下二万2110番地1地先
- ウ 面積 2,672.53㎡
- エ 目的 交通安全教育を実施することにより、市民の交通安全意識の向上を図るため設置する。

(4) カーブミラー整備状況

年度	R3	R4	R5
新設基数	155	119	117
修繕基数	240	257	334

※カーブミラーの設置は昭和46年から施行し、R6年3月末現在の市内設置基数は約14,000基である。

## (5) 交通事故相談所

ア 相談日時

(R6年4月1日現在)

交通事故相談	相談日	時間	備考
生活安全課	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00	ただし、市の休日は除く
弁護士	毎週水曜日	13:00～16:00	

イ 相談件数

年度	R3	R4	R5
交通事故相談(件)	410	227	215
交通事故弁護士相談(件)	25	37	37
合計	435	264	252

## (6) 交通事故(人身)発生状況

(県統計)

年	R3			R4			R5		
	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
倉敷市	1,473	17	1,661	1,390	11	1,573	1,460	7	1,643

※高速道路上を除く。

## (7) 交通安全教育実施状況

区分	一般		母の会		幼児クラブ		学校・園		高齢者		計	
	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員	実施回数	対象人員
R3	18	561	1	25	107	4,797	294	18,758	3	72	423	24,213
R4	18	552	1	23	157	7,822	383	25,915	7	154	566	34,466
R5	26	680	1	16	149	7,350	459	28,806	10	306	645	37,158

ただし、一般とは、子ども会・その他である。

## (8) 放置自転車等撤去状況

区分	年度	R3	R4	R5
自転車		48 (7)	54 (10)	75 (14)
原動機付自転車		1 (0)	0 (0)	0 (0)

( ) の数は返還台数

## 4. 戸籍・住民基本台帳等

## (1) 戸籍・住民基本台帳等事務の最近の流れ

平成30年1月	証明書コンビニ交付サービス開始
令和4年2月	証明交付窓口におけるキャッシュレス決済開始
令和5年1月	標準仕様に準拠した住民記録・印鑑登録システムと、国民年金システムについてガバメントクラウドにシステム移行して運用開始
令和6年3月	全国で戸籍証明書の広域交付制度等開始

(2) 支所別事項別件数表 (届出等) (R5年度)

業務		本庁	児島	玉島	水島	庄	茶屋町	船穂	真備	駅前	計	
戸籍届	出生	2,753	259	405	528	90	109	46	107		4,297	
	婚姻	3,280	150	167	222	16	23	6	25		3,889	
	死亡	4,065	866	1,155	497	37	66	46	99		6,831	
	その他	3,339	424	385	748	81	114	46	102		5,239	
	小計	13,437	1,699	2,112	1,995	224	312	144	333		20,256	
	新戸籍編製	2,999										2,999
	戸籍全部削除	3,143										3,143
	その他	16										16
	小計	6,158										6,158
戸籍関連業務	刑法関係	8,819	161	220	496	11	12	0	1		9,720	
	附票処理	39,100	0	0	0	0	0	0	0		39,100	
	戸籍通知	4,006	0	0	0	0	0	0	0		4,006	
	埋火葬許可	3,387	876	1,359	503	28	70	46	88		6,357	
	死産届受理	46	4	7	7	0	2	0	0		66	
	人口動態	12,293									12,293	
	税法58条通知	5,405									5,405	
	小計	73,056	1,041	1,586	1,006	39	84	46	89		76,947	
	小計	73,056	1,041	1,586	1,006	39	84	46	89		76,947	
住民異動届	転入	9,099	1,249	1,478	1,870			124			13,820	
	転出	8,859	1,014	1,268	1,689			0	169	378	13,377	
	転居	9,936	1,761	1,953	3,754			0	283		17,687	
	出生	2,153	248	405	533						3,339	
	死亡	3,318	840	1,117	508						5,783	
	職権修正	1,831	191	119	340	0	0	0	0		2,481	
	世帯変更(合併・分離・変更)	1,121	327	279	381			0	38	0	2,146	
	その他異動	17,606	889	1,106	1,746			0	4	0	21,351	
	小計	53,923	6,519	7,725	10,821	0	0	618	378		79,984	
印鑑登録	登録	6,408	1,535	1,801	2,646	679	782	356	630	127	14,964	
	照会	437	99	159	154	34	41	32	52	17	1,025	
	廃止	9,103	1,563	1,896	1,700	244	268	163	329	47	15,313	
	その他	278	127	107	202	55	42	21	64	19	915	
	小計	16,226	3,324	3,963	4,702	1,012	1,133	572	1,075	210	32,217	
マイナンバーカード	申請	4,086	1,185	938	1,424	249	275	170	263		8,590	
	交付	21,203	6,787	7,818	8,392	1,632	2,051	985	2,056		50,924	
	再発行	1,314	340	285	454	105	90	52	110		2,750	
	その他	19,108	3,982	3,885	6,467	1,496	1,717	726	1,164		38,545	
	小計	45,711	12,294	12,926	16,737	3,482	4,133	1,933	3,593		100,809	
個人番号通知書	引渡し	65	2	2	0	1	0	0	1		71	
	廃棄	149	0	0	0	0	0	0	0		149	
小計	214	2	2	0	1	0	0	1		220		
住基カード	廃止	0	0	0	0	1	0	0	0		1	
	小計	0	0	0	0	1	0	0	0		1	
パスポート	申請(新規・変更・増補)	6,422	975	1,218	1,329						9,944	
	交付(新規・変更・増補)	6,314	964	1,193	1,293						9,764	
	紛失届	36	5	7	13						61	
	小計	12,772	1,944	2,418	2,635						19,769	
その他	住居表示付定	62	72	24	178						336	
	住居表示証明	31	12	10	5	1	0	1	0		60	
	特別永住者証交付	68	6	15	116	2	2	1	1		211	
	住民票コード通知	2,799	305	543	629						4,276	
	住民異動受理通知	1,977	470	503	507	170	91	55	89		3,862	
	廃棄証明	352	21	38	24	41	5	5	13	0	499	
	その他証明	0	3	5	0	0	1	3	3	0	15	
	住所異動不受理	10	7	3	8	0	0	1	1		30	
	支援措置相談	198	79	61	80						418	
	行政データ提供	96	2	0	51	0	0	0	0		149	
	臨時運行	372	370	352	2,148	319	291		98		3,950	
	郵便請求送付	38,797	1,064	1,207	1,349	788	743	480	198		44,626	
	支所(市民課外業務)					2,807	2,339	103			5,249	
	小計	44,762	2,411	2,761	5,095	4,128	3,472	649	403	0	63,681	
年金	申請	5,971	1,755	1,066	2,248	334	454	185	345		12,358	
	給付	942	732	284	491	25	34	27	42		2,577	
	相談件数	12,009	3,761	2,847	5,132	387	315	411	516		25,378	
	小計	18,922	6,248	4,197	7,871	746	803	623	903		40,313	
合計		285,181	35,482	37,690	50,862	9,633	9,937	4,585	6,775	210	440,355	

## (3) 支所別事項別件数表（証明）（R5年度）

		本庁	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備	駅前	市民サービスコーナー						コンビニ交付	合計
											藤戸	西阿知	福田	連島	郷内	下津井		
住民票の写し	有料	59,916	21,944	13,395	13,743	7,836	6,979	3,833	2,776	2,434	104	383	63	90	191	46	49,096	182,829
	窓口 広域 交付	123	75	32	26	16	8	6	8									294
	無料	9,978	933	537	734	225	88	135	2,784	1,406	0	6	0	1	0	0		16,827
住民票記載事項証明書	有料	1,249	587	365	419	214	216	96	58	149	6	22	0	0	8	2	3,545	6,936
	無料	53	4	0	0	3	0	2	68	1	0	4	0	0	0	0		135
印鑑登録証明書	有料	20,284	11,525	7,566	8,269	3,764	4,327	2,084	1,662	1,759	120	298	63	104	152	53	50,199	112,229
	無料	172	92	62	119	23	27	26	104	7	0	8	0	2	0	0		642
戸籍の附票の写し	有料	5,955	529	883	636	597	271	489	144	208	2	2	0	2	2	0		9,720
	無料	13,284	1,207	670	717	150	144	82	202	489	0	0	0	0	0	0		16,945
戸籍除籍謄抄本	有料	48,424	10,991	11,974	11,838	4,160	4,096	3,292	2,776	1,839	36	153	20	39	69	16		99,723
	無料	36,343	2,770	2,182	2,050	532	532	250	2,292	1,016	0	0	0	0	0	0		47,967
戸籍除籍記載 証明・受理証明	有料	783	212	93	114	28	23	8	27	0								1,288
	無料	0	1	0	0	1	0	0	2	0								4
住民基本台帳の一 部の写しの閲覧	有料	1,826																1,826
	無料	37																37
諸証明	有料	2,240	508	370	437	293	201	100	93	77								4,319
	無料	9	1	1	0	2	0	6	54	1								74
小計	有料	140,800	46,371	34,678	35,482	16,908	16,121	9,908	7,544	6,466	268	858	146	235	422	117	102,840	419,164
	無料	59,876	5,008	3,452	3,620	936	791	501	5,506	2,920	0	18	0	3	0	0		82,631
合計		200,676	51,379	38,130	39,102	17,844	16,912	10,409	13,050	9,386	268	876	146	238	422	117	102,840	501,795

## (4) 住居表示

## ア 住居表示実施状況

(R6年3月31日現在)

面積 (km <sup>2</sup> )	住居表示 実施当時の 実施面積 (km <sup>2</sup> )	割合 (%)	世帯	実施世帯	割合 (%)	人口	実施人口	割合 (%)
356.07	42.837	12.03	220,070	63,214	28.72	474,330	126,391	26.65

※ 面積は国土地理院発表の「全国都道府県市区町村別面積調べ」による。

※ 住民基本台帳法の改正により、外国人住民も加わった人口・世帯となっている。

## イ 住居表示実施区域（数値は実施年月日現在）

年度	地区名	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人口	実施年月日
S 38	中庄団地	0.264	1,119	3,636	S 39. 8. 1
	水島地区の市街地	2.410	5,268	13,952	39. 8. 1
39	山陽線以北、倉敷用水以西	1.836	4,790	13,144	40. 10. 1
	児島下の町、田の口地区	4.572	5,905	18,701	40. 10. 1
41	山陽線以南、倉敷用水以東	1.267	3,478	9,084	42. 10. 1
	児島味野地区	2.167	2,472	7,948	42. 6. 1
42	北畝地区	1.461	2,656	8,208	43. 6. 1
	児島小川地区	2.200	1,654	5,100	43. 6. 1
44	児島赤崎、菰池地区	3.844	2,299	7,503	45. 6. 1
	中畝地区	1.665	2,209	6,447	46. 2. 1
45	児島唐琴地区	2.960	1,185	3,768	46. 6. 1
	倉敷中央地区	0.360	710	1,934	47. 1. 1
46	児島大畠地区	0.310	722	2,540	47. 6. 1
	連島町の一部（川鉄団地）	0.570	4,540	11,010	48. 3. 1
47	下津井、田之浦、吹上地区	0.583	954	3,270	48. 6. 1
	粒江団地	0.042	408	1,392	49. 1. 1
48	東塚地区	1.407	1,232	3,602	49. 1. 1
	南畝地区	1.723	557	1,551	49. 1. 1
	下津井地区	1.202	844	3,019	49. 6. 1
	玉島中央町地区	0.340	606	1,900	49. 4. 1
	東粒浦地区	0.071	193	720	50. 1. 1
49	広江3丁目地区	0.239	791	2,227	49. 12. 1
	児島上の町地区	1.706	1,051	3,671	50. 6. 1
	玉島阿賀崎地区	0.650	625	1,934	50. 6. 1
	玉島地区	0.700	1,046	3,455	50. 4. 1
	天城台地区	0.207	379	1,428	51. 3. 1
50	広江地区	1.480	979	3,371	51. 3. 1
	水島、連島地区	2.500	2,117	7,181	55. 4. 1
54	玉島地区	0.320	546	2,135	55. 4. 1
	帯江地区	0.130	260	860	56. 2. 1
55	児島小川地区（中山団地）	0.120	850	2,800	56. 2. 1
	庄地区	0.430	640	2,179	58. 1. 1
57	水島地区	0.025	62	166	58. 1. 1
	老松町5丁目の一部	0.094	194	367	60. 1. 1
H1	元福田町松江地区	2.352	460	1,038	H2. 6. 1
6	広江8丁目	0.250	176	634	7. 2. 1
7	呼松地区	0.380	501	1,450	8. 3. 4

## 5. 国民年金

(1) 被保険者 (人)

(R5年3月31日現在)

区分 年度	被保険者			免除		不在 被保険者	納付 対象者	付加保険 被保険者	
	強 制	任 意	計	法 定	申 請				
R2	47,785 32,288	1号 3号	674	80,747	5,275	17,791	314	25,393	3,292
R3	47,397 31,291	1号 3号	635	79,323	5,347	17,515	342	25,170	3,243
R4	46,817 29,659	1号 3号	623	77,099	5,544	17,263	342	24,633	3,147

(2) 受給状況

昭和61年3月31日以前の旧国民年金法による国民年金受給状況

年度	老 齢	通算老齢	障 害	母 子	準母子	遺 児	寡 婦	死 亡 一時金	計 (人)	給付額 (千 円)
R2	1,004	1,056	95	0	0	0	44	61	2,260	903,513
R3	782	823	86	0	0	0	43	48	1,782	716,394
R4	604	646	80	0	0	0	43	61	1,434	571,168

昭和61年4月1日以降の新国民年金法による国民年金受給状況

年 度	老 齢 基 礎	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	計 (人)	給 付 額 (千円)
R2	111,282	7,598	717	119,597	83,220,795
R3	112,576	7,831	705	121,112	84,276,306
R4	113,176	8,135	721	122,032	84,687,937

老齢福祉年金受給権者状況 (大正5年4月1日以前生まれが対象の福祉年金)

年 度	総 受 給 者	全 部 支 給	一 部 支 給	全 部 停 止	給付額 (千円)
R2	3	0	0	3	0
R3	3	0	0	3	0
R4	3	0	0	3	0

(3) 年金額改定経過

(単位：円)

年 月	老 齢 福 祉	老 齢 基 礎	障 害 基 礎	遺族基礎 (子1人)
R2.4	400,500	781,700	① 977,125 ② 781,700	1,006,600
R3.4	400,100	780,900	① 976,125 ② 780,900	1,005,600
R4.4	398,500	777,800	① 972,250 ② 777,800	1,001,600

(4) 保険料

(単位：円)

年 度	R2	R3	R4
定額保険料 (月額)	16,540	16,610	16,590
付加保険料 (月額)	400	400	400

## 6. 人権行政

我が国においては、これまで基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、人権にかかわる法制度の整備を図るとともに、諸施策の推進に取り組んでまいりました。

しかし、依然として、人権が完全に保障されている状況には至っておらず、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、感染者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、性的指向や性自認などをめぐるさまざまな人権問題があります。また、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な人権侵害が後を絶たない状況にあります。

本市では、倉敷市総合計画の中で「だれもがその人らしさ（個性）を尊重され、幸せに暮らしていくことができる」というめざすまちの姿を掲げ、これを実現するため、「倉敷市人権政策推進計画」を策定し、人権行政を推進しております。

また、人権問題が「誰かの」問題ではなく、「私の」問題であるということに一人でも多くの人に気づいていただき、人権が尊重されるまちを実現するために、市民、団体、企業、行政などが共に連携し、「オール倉敷」のチームワークで人権問題の解決に取り組んでいます。

### (1) 推進体制

#### 倉敷市人権施策推進協議会

設 置	平成15年7月
設置目的	さまざまな人権問題の解決を図るため
所掌事務	人権施策の推進に関すること 人権啓発及び人権教育の方策に関すること 人権問題に関する研究及び情報交換に関すること 隣保館の運営に関すること その他人権施策の推進に必要な事項
組 織	委員20名以内 市議会議員、学識経験者、各種団体の推薦を受けた者及び公募により選任された者

#### 倉敷市人権施策推進本部

設 置	平成14年4月
設置目的	人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため
所掌事項	人権施策に関する総合的な計画立案に関すること 人権施策推進に関する連絡及び調整に関すること 関係する行政機関又は団体との連携に関すること その他必要な事項
組 織	本部長 市長、副本部長 副市長、教育長 構成員 企画財政局長、総務局長、市民局長、環境リサイクル局長、保健福祉局長、文化産業局長、建設局長、消防局長、水道事業管理者、病院事業管理者、モーターボート競走事業管理者、教育次長

#### 倉敷市人権施策推進会議

設 置	平成14年4月
設置目的	人権施策を総合的かつ効果的に実施するため
所掌事項	人権施策に関する調査研究及び計画立案に関すること 人権施策推進に関する連絡及び調整に関すること 人権啓発、教育の推進に関すること その他人権施策の推進に関して必要な事項
組 織	会長 市民局長、副会長 人権政策部長、教育委員会事務局参事（人権担当） 委員 部長級等職員（37名）、幹事 課長級等職員（25名）



倉敷市えせ同和行為排除推進会議

設 置	平成14年6月
設置目的	えせ同和行為の排除の取組を強力に推進するため
職 務	えせ同和行為排除の取組の推進に関すること えせ同和行為排除の取組についての連絡調整に関すること
組 織	会長 市民局長、副会長 人権政策部長、教育委員会事務局参事（人権担当） 委員 部長級等職員（37名）、推進員 各所属に1名（原則として係長級職員）

(2) 人権啓発

ア 啓発活動

(ア) 広報活動

- ・ 広報「くらしき」への人権啓発記事「ほのぼの家族」の掲載
- ・ テレビ・ラジオによる啓発（啓発映画放映・ラジオ番組放送）
- ・ ホームページ・SNSによる啓発
- ・ カタログラック（イオンモール倉敷内）での啓発冊子等の配布

(イ) 教材・資料等の作成、整備

a 資料の作成

- ・ 人権作品集（広報紙特集号）

b 視聴覚教材の整備（令和5年度）

・ 啓発DVDの所蔵（DVD、VHS）	427本		
・ 啓発DVDの貸出	利用団体	延86団体	
	利用本数	延172本	
	利用者数	延13,766名	

(ウ) 人権週間事業

人権週間の趣旨、同和問題の理解等を広報紙、懸垂幕、人権作品の展示、公用車での市中宣伝等を通じて、広く市民に呼びかけています。

(エ) 人権作品募集事業

平成22年度から、人権意識の普及・高揚を図るため、人権に関する作品を広く市民から募集しています。

令和5年度の応募総数	ハートフルメッセージ	513点
	ハートフル絵手紙	276点

(オ) 人権問題講演会

市民を対象にして、講演会を昭和57年度から実施しています。

回数	開催年月日	演 題	講 師	場 所
37	令和3年8月29日	OriHimeがつなぐ未来	吉藤 オリィ	オンラインによる 講演
38	令和5年1月29日	転んだら、どう起きる？	宇梶 剛士	倉敷市芸文館
39	令和6年1月27日	多様な人と生きるということ ～半径2メートルから社会へ～	小島 慶子	倉敷市芸文館

(カ) ふれあい人権フェスティバル

人権意識の普及・高揚を図っていくため、誰もが楽しめ体験しながら気軽に参加できる体験的参加型のイベントを平成9年度から実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、事業内容を変更して実施しました（シネマdeふれあいフェスタ）。

令和4年度は、新型コロナウイルス業種別ガイドラインを遵守し、感染症対策を徹底し、グルメコーナーなど飲食を伴わない形式で実施しました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上における位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、基本的な感染防止対策を講じたうえで、グルメコーナーなど飲食を伴う形式で実施しました。

回数	開催年月日	テーマ	メインステージ	場 所
—	令和3年10月9日	シネマdeふれあいフェスタ	映画上映	マービーふれあいセンター
23	令和4年10月1日	かんがえよう。 ～みんなの“じんけん”～	みんなのステージ、こども映画上映会、なぞときたからさがし！	マービーふれあいセンター
24	令和5年10月14日	見る・楽しむ・やってみる	それいけ！アンパンマンショー、くーぴっとにはめられる、マジックショー	マービーふれあいセンター

(キ) フィール the ライブ！

様々な人権課題の中から講演とパフォーマンスができる方を招き、偏見や差別を乗り越え、自分らしく前向きに生きる姿や思いをリアルタイムで感じられる機会となるよう令和元年度から実施しています。

回数	開催年月日	テーマ	講 師	場 所
2	令和3年11月3日	ダウン症の娘と共に生きて	金澤 泰子・金澤 翔子	ライフパーク倉敷大ホール
3	令和4年10月30日	ワタシは一体ナニジンなんだろう	ピーター・フランク	ライフパーク倉敷大ホール
4	令和5年10月29日	誰にでも輝ける場所がある	大前 光市	ライフパーク倉敷大ホール

イ 隣保館活動

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとなることをめざしています。

隣保館では、だれでも気軽に参加できる様々な講座やイベントを通じ、住民同士の交流を深め、明るく住みやすい地域づくりに努めるとともに、広く人権に関する理解を深めるための啓発を実施しています。

また、住民に信頼される身近な相談窓口として、相談者一人ひとりの立場に立った適切な支援や、アンケート調査などから地域ニーズを把握し、夢のある地域づくりをめざすなど、幅広く、きめ細かいサービスを提供しています。

倉敷市には、倉敷民主会館・玉島池畝会館・児島民主会館・水島会館・真備人権ふれあい館の5つの隣保館があります。

## 7. 男女共同参画推進

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、市町村に対しては、区域の特性に応じた施策についての基本的な計画を策定することを努力義務としています。

この趣旨に基づき、本市では、平成13年4月に施行した倉敷市男女共同参画条例に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、同年、「くらしき男女共同参画プラン」（推進期間：平成13～22年度、平成18年度改訂）を、平成23年に「第二次くらしきハーモニープラン（第二次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成23～27年度）を、そして、平成28年に「第三次くらしきハーモニープラン（第三次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成28～令和2年度）を策定し、総合的に施策を推進してきました。

しかし、家庭、地域、働く場等あらゆる場に固定的性別役割分担意識がまだまだ根強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画等が十分には進んでいない現状があります。また、性別や世代の違いだけでなく一人ひとりの個性や価値観、ライフスタイルに至るまで「多様」であることを認め合い、尊重する取組が求められており、真の男女共同参画社会の実現のためには、今後も引き続き、男女共同参画を推進する必要があります。

こうしたことから、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化などから生じている新たな課題にも対応するため、令和3年3月に「第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：令和3～7年度）を策定し、男女共同参画社会実現のための施策を計画的・総合的に推進しています。

(1) これまでの主な動き

- 平成9年4月 「倉敷市女性ふれあいセンター」設置（平成13年4月「倉敷市男女共同参画推進センター」（愛称：ウィズアップくらしき）と改称）
- 平成12年10月 「倉敷市男女共同参画都市宣言」宣言

- 平成13年1月 「くらしき男女共同参画プラン」（推進期間：平成13～22年度）策定
- 平成13年4月 「倉敷市男女共同参画条例」施行
- 平成21年3月 「倉敷市ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（倉敷市DV防止計画）策定
- 平成21年4月 「倉敷市配偶者暴力相談支援センター」設置
- 平成23年3月 「第二次くらしきハーモニープラン（第二次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成23～27年度）策定
- 平成27年10月 「日本女性会議2015倉敷」開催
- 平成28年3月 「第三次くらしきハーモニープラン（第三次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：平成28～令和2年度）策定  
 ※本計画以降、基本計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画及びDV防止法に基づく市町村基本計画（DV防止計画）に位置づける
- 平成28年4月 配偶者暴力相談支援業務の対象を高梁川流域圏域に拡大
- 令和3年3月 「第四次くらしきハーモニープラン（第四次倉敷市男女共同参画基本計画）」（推進期間：令和3～7年度）策定
- 令和3年12月 「倉敷市パートナーシップ宣誓制度」運用開始

(2) 審議会

- 名 称 倉敷市男女共同参画審議会
- 設 置 平成13年4月
- 設置目的 男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため
- 所掌事務 ○次のことについて、市長の諮問に応じ調査審議すること
- ・基本計画の策定及び変更に関すること
  - ・DV防止計画の策定及び変更に関すること
  - ・その他男女共同参画に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること
- 施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べること
- 組 織 委員20名以内、学識経験者、関係行政機関の職員、各種団体から推薦された者、事業所から推薦された者、市民

(3) 男女共同参画啓発事業

- ア くらしきハーモニーフェスタ  
 性別にかかわらず、だれもが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、市民とともにさまざまな問題を考える契機とするため、平成元年度から毎年1回、講演会などを開催している。
- イ 情報誌「WITHテリア」の発行  
 男女共同参画社会の実現をめざすための情報誌として、公募の市民委員とともに編集を行い、年1回、3月に発行している。（発行部数13,000部）
- ウ 男女共同参画社会づくり表彰  
 男女共同参画社会をめざし、各分野で積極的に取り組んでいる個人、事業所を表彰し、その功績を広く公表している。
- エ 男女共同参画推進事業所認定制度  
 一人ひとりの事情に応じた多様な働き方ができる環境整備等に積極的に取り組む市内の事業所等を認定し、広く公表している。
- オ 男女共同参画パネル展の開催  
 男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、男女共同参画に関するパネル展示を実施し、市民への啓発及び意識の高揚を図っている。
- カ 男女共同参画作品展の開催  
 男女共同参画の視点でとらえた作品（4コマ漫画）を市民等から募集し、表彰するとともに本庁・支所等で展示することで啓発と意識の高揚を図っている。
- キ 中学生向け啓発冊子「ONE STEP UP」の作成配布  
 固定的な男女の役割分担にとらわれない進路選択や人権教育に活用してもらうため、市内の中学2年生全員に配布している。
- ク 男女共同参画推進地域リーダー養成セミナーの開催  
 多様な人材が主体的に地域活動に参画できる環境をつくるため、男女共同参画の機会や多様性を尊重した地域づくりの実践事例を学ぶセミナーを開催する。

ケ 高梁川流域女性活躍推進事業

高梁川流域圏域において女性をはじめとした多様な人材が活躍できる社会の実現をめざし、女性の活躍を推進するセミナー等を実施する。

(4) 男女共同参画推進センター事業

男女共同参画を進める拠点施設として、平成9年4月「倉敷市女性ふれあいセンター」を設置し、平成13年4月に「倉敷市男女共同参画推進センター」（愛称「ウィズアップくらしき」）に改称した。平成21年4月から「倉敷市配偶者暴力相談支援センター」を設置した。

男女平等・男女共同参画に関する情報収集・提供、学習機会の提供を行うとともに、市民や団体・グループが主体的に男女共同参画の推進活動を展開する場を提供するなど支援を行っている。

また、DVやセクハラなどのさまざまな悩みに対応するため、電話や面接による相談を行うとともに、弁護士や臨床心理士による専門的な相談も行っている。（平成28年度から、対象者を高梁川流域圏域に拡大）

ア くらしきハーモニーセミナーの開催

幅広い世代に対し男女共同参画への意識の浸透を図るため、くらしきハーモニープランの重点目標に因んだテーマでセミナーを開催する。

イ 団体・グループ等の活動支援

24団体（令和6年4月末現在）

ウ 男女共同参画推進事業の委託

8事業（令和5年度）

エ 貸館業務

年間利用者数 13,297人（令和5年度）

オ 相談業務

・電話・面接相談・・・火～土曜日 9:00～17:30

・法律相談・・・月2回、5人／回

・心理カウンセリング・・・月1回、3人／回

<相談件数>

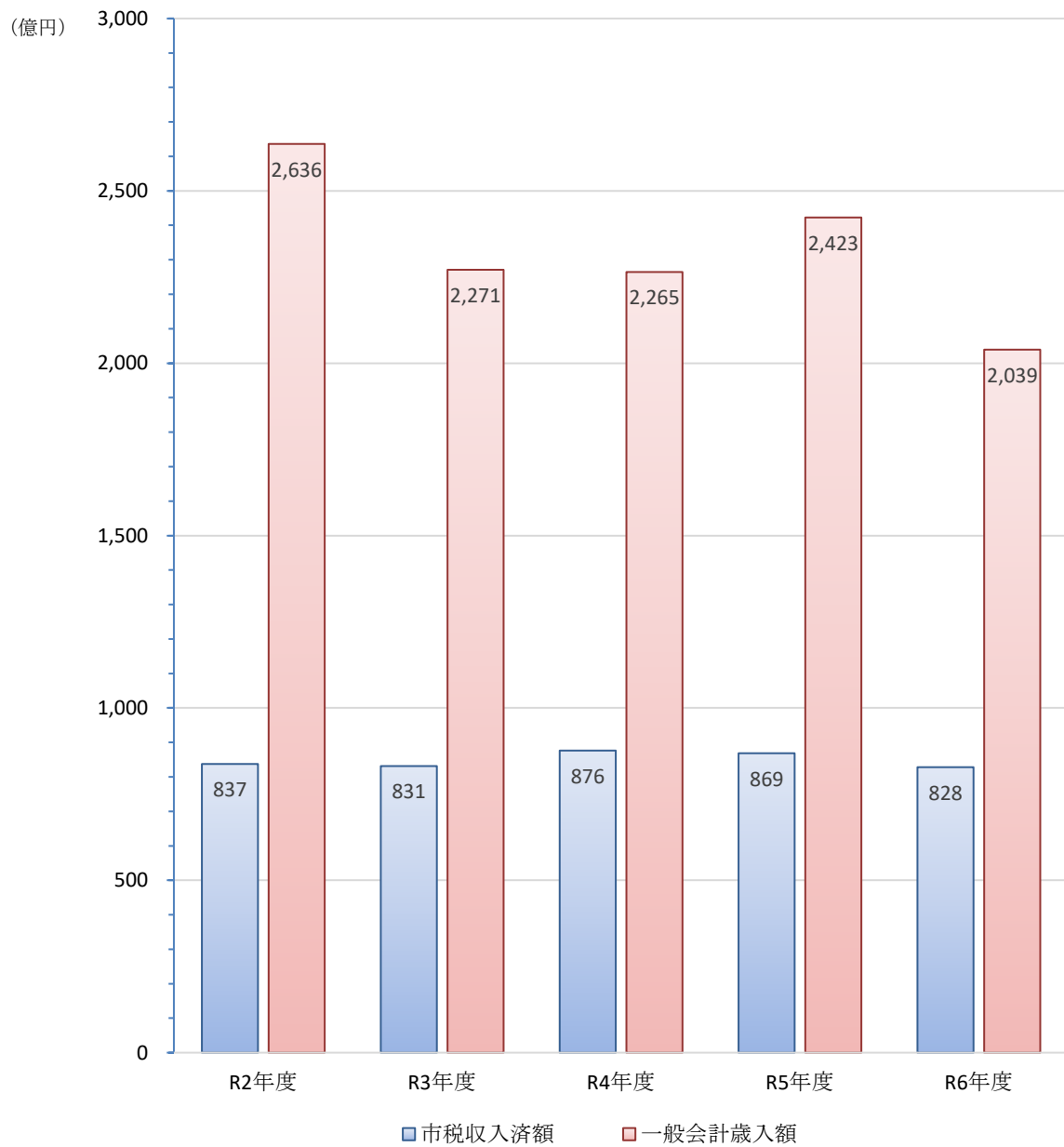
相談方法	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電話	1,693	1,458	1,885
面接	243	193	152
法律	112	101	87
心理	25	25	31
計	2,073	1,777	2,155

カ DV被害者への支援

関係機関の情報提供、緊急時における安全の確保、保護施設との連携、保護命令制度に関する情報提供、書類の作成支援

## 8. 市 税

(1) 一般会計歳入額及び市税収入額の推移



(単位：千円)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一般会計歳入額		263,606,987	227,113,141	226,451,343	242,276,220	203,939,887
市税収入済額		83,740,338	83,141,170	87,637,993	86,859,054	82,813,829
割合		31.8	36.6	38.7	35.9	40.6
市税 対前年	増減額	-991,998	-599,168	4,496,823	-778,939	-4,045,225
	増減率	-1.2	-0.7	5.4	-0.9	-4.7

※R5年度は決算見込額（市税対前年は、R4年度の市税収入済額と比較しています。）

※R6年度は当初予算額（市税対前年は、R5年度の市税決算見込額と比較しています。）

(2) 市税の税率及び納期（令和6年度）

税 目	課 税 標 準 及 び 税 率	納 期																																
<p>市 民 税</p>	<p>1. 個 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 均等割 年額 3,000円</li> <li>○ 所得割 課税所得金額 6%</li> </ul> <p>2. 法 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 均等割</li> </ul> <table border="1" data-bbox="395 524 999 1211" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">市 民 税 均 等 割</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">資本金等の額 ※</th> <th style="text-align: center;">市内従業者 数の合計</th> <th style="text-align: center;">標 準 税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">50億円超の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10億円超50億円 以下の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">175万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1億円超10億円 以下の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,000万円超 1億円以下の法人</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">13万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">12万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">上 記 以 外 の 法 人 等</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年4月1日以降に開始する事業年度は、資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の合計額を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人税割 8.4% (※) 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始した事業年度については、12.1%を適用する。</li> </ul>	市 民 税 均 等 割			資本金等の額 ※	市内従業者 数の合計	標 準 税 率	50億円超の法人	50人超	300万円	50人以下	41万円	10億円超50億円 以下の法人	50人超	175万円	50人以下	41万円	1億円超10億円 以下の法人	50人超	40万円	50人以下	16万円	1,000万円超 1億円以下の法人	50人超	15万円	50人以下	13万円	1,000万円以下	50人超	12万円	上 記 以 外 の 法 人 等		5万円	<p>個 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通徴収 第1期 6月1日～7月1日</li> <li>第2期 8月1日～9月2日</li> <li>第3期 10月1日～10月31日</li> <li>第4期 1月1日～1月31日</li> <li>・特別徴収（給与） 毎月分（6月～翌年5月） 徴収の翌月10日</li> <li>・特別徴収（年金） 年金支払月の翌月10日</li> </ul> <p>法 人</p> <p>法人税申告期限と同じ （事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内）</p>
市 民 税 均 等 割																																		
資本金等の額 ※	市内従業者 数の合計	標 準 税 率																																
50億円超の法人	50人超	300万円																																
	50人以下	41万円																																
10億円超50億円 以下の法人	50人超	175万円																																
	50人以下	41万円																																
1億円超10億円 以下の法人	50人超	40万円																																
	50人以下	16万円																																
1,000万円超 1億円以下の法人	50人超	15万円																																
	50人以下	13万円																																
1,000万円以下	50人超	12万円																																
上 記 以 外 の 法 人 等		5万円																																
<p>固 定 資 産 税</p>	<p>課税標準額の <math>\frac{1.4}{100}</math></p> <p>免税点 土 地 30万円未満 家 屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</p>	<p>第1期 4月1日～4月30日</p> <p>第2期 7月1日～7月31日</p> <p>第3期 9月1日～9月30日</p> <p>第4期 12月1日～12月25日</p>																																

税 目	課 税 標 準 及 び 税 率	納 期																																																																														
軽自動車税	<p>1. 軽自動車税環境性能割</p> <table border="1" data-bbox="363 286 1136 898"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="363 286 810 421" rowspan="2">車 種 区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="810 286 1136 327">税 率</th> </tr> <tr> <th data-bbox="810 327 970 421">自家用</th> <th data-bbox="970 327 1136 421">営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="363 421 810 546">電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車又は平成30年排出ガス規制適合車）</td> <td data-bbox="810 421 970 546">非課税</td> <td data-bbox="970 421 1136 546">非課税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 546 510 860" rowspan="3">ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)</td> <td data-bbox="510 546 651 645">平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車</td> <td data-bbox="651 546 810 645">令和12年度燃費基準80%達成</td> <td data-bbox="810 546 970 645">1%</td> <td data-bbox="970 546 1136 645">0.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 645 651 770">平成30年排出ガス基準50%低減達成車</td> <td data-bbox="651 645 810 770">令和12年度燃費基準70%達成</td> <td data-bbox="810 645 970 770">2%</td> <td data-bbox="970 645 1136 770">1%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 770 651 860">(★★★★)</td> <td data-bbox="651 770 810 860">令和12年度燃費基準60%達成</td> <td data-bbox="810 770 970 860"></td> <td data-bbox="970 770 1136 860">2%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="363 860 810 898">上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車</td> <td data-bbox="810 860 970 898"></td> <td data-bbox="970 860 1136 898">2%</td> </tr> </tbody> </table>	車 種 区 分			税 率		自家用	営業用	電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車又は平成30年排出ガス規制適合車）			非課税	非課税	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和12年度燃費基準80%達成	1%	0.5%	平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和12年度燃費基準70%達成	2%	1%	(★★★★)	令和12年度燃費基準60%達成		2%	上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車				2%	<p>軽自動車（三輪以上）の取得時 ※取得価格が50万円を超えるもの</p>																																																
	車 種 区 分				税 率																																																																											
自家用				営業用																																																																												
電気自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車又は平成30年排出ガス規制適合車）			非課税	非課税																																																																												
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和12年度燃費基準80%達成	1%	0.5%																																																																												
	平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和12年度燃費基準70%達成	2%	1%																																																																												
	(★★★★)	令和12年度燃費基準60%達成		2%																																																																												
上記以外又は令和2年度燃費基準未達成車				2%																																																																												
	<p>2. 軽自動車税種別割</p> <table border="1" data-bbox="363 1021 1136 1682"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="363 1021 817 1061">種 別</th> <th data-bbox="817 1021 1136 1061">年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1061 485 1211" rowspan="4">一 般 原動機付 自 転 車</td> <td colspan="2" data-bbox="485 1061 817 1102">50cc以下</td> <td data-bbox="817 1061 1136 1102">2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="485 1102 817 1142">50ccを超～90cc以下</td> <td data-bbox="817 1102 1136 1142">2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="485 1142 817 1182">90ccを超～125cc以下</td> <td data-bbox="817 1142 1136 1182">2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="485 1182 817 1211">三輪以上のもの（ミニカー）</td> <td data-bbox="817 1182 1136 1211">3,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1211 485 1308">特定小型 原動機付 自 転 車</td> <td colspan="2" data-bbox="485 1211 817 1308">定格出力0.6kW以下、長さ1.9m以下・幅0.6m以下、最高速度20km/h以下</td> <td data-bbox="817 1211 1136 1308">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1308 485 1570" rowspan="4">軽自動車</td> <td colspan="2" data-bbox="485 1308 817 1379">二輪のもの (125cc超～250cc以下)</td> <td data-bbox="817 1308 1136 1379">3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="485 1379 817 1420">三輪のもの（660cc以下）</td> <td data-bbox="817 1379 1136 1420" rowspan="4">別図</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1420 600 1570" rowspan="2">四輪以上 の 物 (660cc以下)</td> <td data-bbox="600 1420 695 1460">乗 用</td> <td data-bbox="695 1420 817 1460">自家用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1460 695 1500">貨物用</td> <td data-bbox="695 1460 817 1500">自家用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1500 600 1541"></td> <td data-bbox="600 1500 695 1541"></td> <td data-bbox="695 1500 817 1541">営業用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1541 600 1570"></td> <td data-bbox="600 1541 695 1570"></td> <td data-bbox="695 1541 817 1570">営業用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1570 485 1632">小型特殊 自 動 車</td> <td colspan="2" data-bbox="485 1570 817 1610">農耕作業用のもの</td> <td data-bbox="817 1570 1136 1610">2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="485 1610 817 1650">その他のもの</td> <td data-bbox="817 1610 1136 1650">5,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="485 1650 817 1682">二輪の小型自動車（250cc超）</td> <td data-bbox="817 1650 1136 1682">6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別図-I</p> <table border="1" data-bbox="363 1760 1136 2056"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="363 1760 798 1868" rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2" data-bbox="798 1760 1136 1800">初度検査年月</th> </tr> <tr> <th data-bbox="798 1800 963 1868">H27年3月 までの車両 (旧税率)</th> <th data-bbox="963 1800 1136 1868">H27年4月 以降の車両 (新税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="363 1868 798 1908">三 輪</td> <td data-bbox="798 1868 963 1908">3,100円</td> <td data-bbox="963 1868 1136 1908">3,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1908 485 2056" rowspan="4">四輪以上</td> <td data-bbox="485 1908 600 1948" rowspan="2">乗 用</td> <td data-bbox="600 1908 798 1948">自 家 用</td> <td data-bbox="798 1908 963 1948">7,200円</td> <td data-bbox="963 1908 1136 1948">10,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 1948 798 1989">営 業 用</td> <td data-bbox="798 1948 963 1989">5,500円</td> <td data-bbox="963 1948 1136 1989">6,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1989 600 2056" rowspan="2">貨物用</td> <td data-bbox="600 1989 798 2029">自 家 用</td> <td data-bbox="798 1989 963 2029">4,000円</td> <td data-bbox="963 1989 1136 2029">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 2029 798 2056">営 業 用</td> <td data-bbox="798 2029 963 2056">3,000円</td> <td data-bbox="963 2029 1136 2056">3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別			年 税 額	一 般 原動機付 自 転 車	50cc以下		2,000円	50ccを超～90cc以下		2,000円	90ccを超～125cc以下		2,400円	三輪以上のもの（ミニカー）		3,700円	特定小型 原動機付 自 転 車	定格出力0.6kW以下、長さ1.9m以下・幅0.6m以下、最高速度20km/h以下		2,000円	軽自動車	二輪のもの (125cc超～250cc以下)		3,600円	三輪のもの（660cc以下）		別図	四輪以上 の 物 (660cc以下)	乗 用	自家用	貨物用	自家用			営業用			営業用	小型特殊 自 動 車	農耕作業用のもの		2,400円		その他のもの		5,900円		二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円	車両区分			初度検査年月		H27年3月 までの車両 (旧税率)	H27年4月 以降の車両 (新税率)	三 輪			3,100円	3,900円	四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円	営 業 用	5,500円	6,900円	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円	営 業 用	3,000円	3,800円	<p>5月1日～5月31日</p>
種 別			年 税 額																																																																													
一 般 原動機付 自 転 車	50cc以下		2,000円																																																																													
	50ccを超～90cc以下		2,000円																																																																													
	90ccを超～125cc以下		2,400円																																																																													
	三輪以上のもの（ミニカー）		3,700円																																																																													
特定小型 原動機付 自 転 車	定格出力0.6kW以下、長さ1.9m以下・幅0.6m以下、最高速度20km/h以下		2,000円																																																																													
軽自動車	二輪のもの (125cc超～250cc以下)		3,600円																																																																													
	三輪のもの（660cc以下）		別図																																																																													
	四輪以上 の 物 (660cc以下)	乗 用		自家用																																																																												
		貨物用		自家用																																																																												
		営業用																																																																														
		営業用																																																																														
小型特殊 自 動 車	農耕作業用のもの		2,400円																																																																													
	その他のもの		5,900円																																																																													
	二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円																																																																													
車両区分			初度検査年月																																																																													
			H27年3月 までの車両 (旧税率)	H27年4月 以降の車両 (新税率)																																																																												
三 輪			3,100円	3,900円																																																																												
四輪以上	乗 用	自 家 用	7,200円	10,800円																																																																												
		営 業 用	5,500円	6,900円																																																																												
	貨物用	自 家 用	4,000円	5,000円																																																																												
		営 業 用	3,000円	3,800円																																																																												

税 目	課 税 標 準 及 び 税 率	納 期																														
軽自動車税	<p>別図-Ⅱ 三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割の重課税率</p> <table border="1" data-bbox="352 320 1125 584"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="2">初度検査年月</th> <th rowspan="2">登録後13年を経過した車両 (H23年3月以前)</th> </tr> <tr> <th>乗用</th> <th>貨物用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td colspan="2"></td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td colspan="2">自家用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td colspan="2">自家用</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営業用</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>	車両区分		初度検査年月		登録後13年を経過した車両 (H23年3月以前)	乗用	貨物用	三輪				4,600円	四輪以上	乗用	自家用		12,900円	営業用		8,200円	貨物用	自家用		6,000円	営業用		4,500円	5月1日～5月31日			
	車両区分			初度検査年月			登録後13年を経過した車両 (H23年3月以前)																									
			乗用	貨物用																												
	三輪				4,600円																											
四輪以上	乗用	自家用		12,900円																												
		営業用		8,200円																												
	貨物用	自家用		6,000円																												
		営業用		4,500円																												
<p>別図-Ⅲ 三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例</p> <table border="1" data-bbox="352 669 1125 949"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">車両区分</th> <th colspan="3">軽減率</th> </tr> <tr> <th>75%</th> <th>50%</th> <th>25%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">三輪</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>電気自動車など排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい一定の車両について、その燃費性能に応じて新税率から概ね75%、50%、25%軽減されます。</p> <p>○登録時期と適用年度 「初度検査年月」が、令和6年4月から令和7年3月までの車両で、新規登録された翌年度に限り適用されます。</p>	車両区分			軽減率			75%	50%	25%	三輪			1,000円			四輪以上	乗用	自家用	2,700円	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	四輪以上	貨物用	自家用	1,300円			営業用	1,000円	
車両区分				軽減率																												
			75%	50%	25%																											
三輪			1,000円																													
四輪以上	乗用	自家用	2,700円																													
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円																											
四輪以上	貨物用	自家用	1,300円																													
		営業用	1,000円																													
市たばこ税	<p>期 間</p> <p>現 行 (令和3年10月1日～)</p> <p>税率 (1,000本あたり)</p> <p>6,552円</p>	翌月末日																														
特別土地保有税	平成15年度より課税停止																															
入 湯 税	入湯客1人1日 150円 (1泊2日を1日とする。)	翌月15日																														
事 業 所 税	<p>資 産 割……事業所床面積 1㎡につき年額600円 免税点1,000㎡以下</p> <p>従業者割……従業者給与総額の <math>\frac{0.25}{100}</math> 免税点100人以下</p>	<p>法 人 事業年度終了の日から 2ヶ月以内</p> <p>個 人 翌年の3月15日</p>																														
都 市 計 画 税	課税標準額の $\frac{0.3}{100}$	固定資産税と同じ																														



## (3) 市税の内訳 (R6年度当初予算)

(令和6年4月1日 人口474,330人、世帯220,070世帯)

税目	区分	予 算 額	構 成 比	市民1人当たり負担額	1世帯当たり負担額
市 民 税		28,098,762 千円	33.9 %	59,239 円	127,681 円
固 定 資 産 税		39,300,362	47.5	82,855	178,581
軽 自 動 車 税		1,794,125	2.2	3,782	8,153
市 た ば こ 税		3,514,362	4.2	7,409	15,969
事 業 所 税		4,564,497	5.5	9,623	20,741
都 市 計 画 税		5,513,282	6.7	11,623	25,053
入 湯 税		28,439	0.0	60	129
合 計		82,813,829	100.0	174,591	376,307

## (4) 水島地区税収 (4税) 内訳 (現年度調定額)

区分		年度	R3 年 度	R4 年 度	R5 年 度
法 人 市 民 税	全 市 ( 百 万 円 )		4,436	6,673	4,643
	水 島 企 業	税 収 ( 百 万 円 )	790	3,040	982
		対 全 市 比 ( % )	17.8	45.6	21.2
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税 計	全 市 ( 百 万 円 )		43,826	45,982	46,492
	水 島 企 業	税 収 ( 百 万 円 )	10,415	11,440	11,814
		対 全 市 比 ( % )	23.8	24.9	25.4
事 業 所 税	全 市 ( 百 万 円 )		4,564	4,605	4,612
	水 島 企 業	税 収 ( 百 万 円 )	2,979	2,993	3,021
		対 全 市 比 ( % )	65.3	65.0	65.5
合 計	全 市 ( 百 万 円 )		52,826	57,260	55,747
	水 島 企 業	税 収 ( 百 万 円 )	14,184	17,473	15,817
		対 全 市 比 ( % )	62.1	30.5	28.3

## (5) 納税義務者数等

## ① 市民税 (個人分) (R6年度当初調定)

(単位:人)

均等割のみを納める者	所得割のみを納める者	均等割と所得割を納める者	納税義務者数
30,464	9,631	208,960	249,055

・普通徴収 74,279人 ・特別徴収 174,776人 ・税額 24,361,075千円

## ② 市民税 (法人分) (R5年度末現在)

(単位:社)

1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人
9,718	112	1,681	193	472	77
			7号法人	8号法人	9号法人
			412	39	78

## ③ 固定資産税・都市計画税 (R6年度当初調定)

(単位：人、社)

税目	土 地			家 屋			償 却 資 産			合 計
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	
固定	140,043	5,352	145,395	142,048	5,966	148,014	2,005	4,818	6,823	300,232
都計	109,750	4,494	114,244	109,311	5,063	114,374	-	-	-	228,618

※ 免税点以上のもの

## 税 額

	固定資産税	都市計画税	計
土 地	12,290,538千円	2,988,886千円	15,279,424千円
家 屋	13,833,721	2,629,085	16,462,806
償却資産	12,544,116	-	12,554,116
計	38,678,375	5,617,971	44,296,346

## ④ 軽自動車税種別割R5年度 (課税台数・税額)

(単位：台、千円)

区分	車種 原 動 機 付 自 転 車	軽 自 動 車			小型特殊 自 動 車	二 輪 の 小型自動車	合 計
		四 輪 乗 用	四 輪 貨 物 用	そ の 他			
台数	25,335	139,145	34,763	5,386	3,710	7,084	215,423
税額	53,415	1,412,549	178,100	19,400	12,015	42,504	1,717,983

# 教 育 委 員 会

## 内 容

教育委員会 の 構 成  
教 育 予 算  
倉敷市教育大綱  
倉敷市教育振興基本計画  
令和6年度教育行政重点施策  
学 事  
指 導  
保 健 体 育  
生 涯 学 習  
文 化 財 保 護  
ラ イ フ パ ー ク 倉 敷

## 1. 教育委員会の構成

### (1) 歴代教育長

氏名	就任期間
高木 甲一	昭和42.2～43.3
三島 一夫	昭和44.4～60.3
今田 昌男	昭和60.4～平成5.3
山田 錦造	平成5.4～13.3
田中 俊彦	平成13.4～17.3
吉田 雄平	平成17.4～25.3
井上 正義	平成25.4～令和5.3
仁科 康	令和5.4～

### (2) 現教育委員

役職名	氏名	現任期
教育長職務代理者	江原 雅江	令和 4.4.1～令和 8.3.31
委員	大原 あかね	令和 3.4.1～令和 7.3.31
委員	難波 弘志	令和 5.4.1～令和 9.3.31
委員	沼本 浩彰	令和 6.4.1～令和10.3.31

## (3) 歴代教育委員

氏 名	就任期間 ( ) は委員長就任期間
真 鍋 英 一	昭和42.2～45.3 (42.2～43.3)
早 瀬 紀 典	昭和42.2～46.3
石 井 亨	昭和42.2～42.3
森 本 重 親	昭和42.2～42.3
高 木 甲 一	昭和42.2～43.3
福 井 啓 二	昭和42.4～48.3 (43.4～48.3)
武 鐘 和 夫	昭和42.4～46.3
三 島 一 夫	昭和44.4～60.3
星 島 睦 雄	昭和45.4～53.3 (48.4～49.3 52.4～53.3)
石 井 正	昭和46.4～54.3 (49.4～50.3 53.4～54.3)
滝 沢 千之助	昭和46.4～54.3 (50.4～51.3)
石 井 節 三	昭和48.4～56.3 (51.4～52.3 54.4～55.3)
嶋 井 利 郎	昭和53.4～61.3 (55.4～56.3 59.4～60.3)
岡 田 由 夫	昭和54.4～62.3 (56.4～57.3 60.4～61.3)
篠 山 卓 郎	昭和54.4～62.3 (57.4～58.3 61.4～62.3)
笠 原 稔	昭和56.4～60.3 (58.4～59.3)
今 田 昌 男	昭和60.4～平成5.3
岡 部 智洋雄	昭和60.4～60.6
小松原 富几生	昭和60.12～平成5.3 (62.4～63.3 3.4～4.3)
矢 部 和 夫	昭和61.4～平成6.3 (63.4～1.3 4.4～5.3)
中 嶋 廣 介	昭和62.4～平成3.3 (1.4～2.3)
山 本 武	昭和62.4～平成3.3 (2.4～3.3)
沼 本 徹 郎	平成3.4～11.3 (5.4～6.3 9.4～10.3)
貫 名 美 子	平成3.4～11.3 (6.4～7.3 10.4～11.3)
小 山 甫 典	平成5.4～13.3 (7.4～8.3 11.4～12.3)
山 田 錦 造	平成5.4～13.3
仁 科 省 吾	平成6.4～14.3 (8.4～9.3 12.4～13.3)
渡 辺 昭 子	平成11.4～19.3 (13.4～14.3 17.4～18.3)
小 林 好 学	平成11.4～19.3 (14.4～15.3 18.4～19.3)
田 中 俊 彦	平成13.4～17.3
藤 井 淑 子	平成13.4～21.3 (15.4～16.3 19.4～20.3)
藤 澤 太 郎	平成14.4～18.3 (16.4～17.3)
吉 田 雄 平	平成17.4～25.3
近 藤 幸 二	平成18.4～26.3 (20.4～21.3 24.4～25.3)
西 原 孝 雄	平成19.4～27.3 (21.4～22.3 25.4～26.3)
浅 野 彰 彦	平成19.4～28.3 (22.4～23.3 26.4～27.3)
竹 内 京 子	平成21.4～ (23.4～24.3 27.4～28.3)
井 上 正 義	平成25.4～29.3
仁 科 正 己	平成26.4～令和4.3 (28.4～29.3)
村 山 佳 則	平成27.4～31.3
谷 田 陽 平	平成28.4～令和2.3
大 原 あかね	平成29.4～
難 波 弘 志	平成31.4～
沼 本 浩 彰	令和2.4～
江 原 雅 江	令和4.4～

## 2. 教育予算

### (1) 予算額の推移（項別）

（単位：千円）

項名	R4年度（決算）	R5年度（最終予算）	R6年度（当初予算）
教育総務費	5,764,367	4,056,981	4,370,179
小学校費	4,001,414	4,583,616	2,400,184
中学校費	2,484,682	2,544,283	1,065,661
高等学校費	637,661	1,031,687	274,792
特別支援学校費	163,229	137,905	128,993
幼稚園費	1,114,183	1,058,163	961,939
生涯学習費	2,213,523	2,468,872	2,406,505
学校保健費	3,321,935	4,415,215	1,978,800
	19,700,994	20,296,722	13,587,053

### (2) 児童生徒1人当たりの教育費

（単位：円）

小学校	152,180	177,419	94,540
中学校	193,571	199,567	84,003
高等学校	1,128,604	1,825,995	458,751
特別支援学校	680,121	528,372	483,120
幼稚園	517,503	540,707	534,114

## 3. 倉敷市教育大綱

「～“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり～」

### (1) I am from Kurashiki.

「“倉敷のひと”であることを誇りに思うひとに」

「倉敷で育った」「倉敷で学んだ」「倉敷に住んだ」ことを誇りに思うひとになるということです。「このまちで育ってよかった。」「このまちで学んでよかった。」「このまちに住んでよかった。」と思えるひとになってほしいという思いを込めています。

### (2) This is from Kurashiki.

「“倉敷らしさ”を誇りに思うひとに」

倉敷には、世代を超えて受け継がれてきた個性的で魅力的な歴史・文化が息づいています。その歴史・文化に支えられながら、倉敷の未来を創っていくことを誇りに思うひとになるということです。倉敷の魅力ある地域資源を活用して、倉敷を活力ある地域にしていきたいという思いを込めています。

### (3) From Kurashiki to the world

「“倉敷のよさ”を世界へ発信できるひとに」

グローバルな観点を持ち、倉敷から世界に向けて視野を広げ、倉敷の魅力を世界へ発信していくことができるひとになることが誇りとなるということです。豊かな個性と創造力で、世界の人たちに倉敷のよさを知ってもらいたい、共有してもらいたいという思いを込めています。

## 4. 倉敷市教育振興基本計画

### (1) 基本理念

倉敷市教育大綱「～“From Kurashiki”が誇りとなるひとづくり～」を基本理念とし、その実現に向けて倉敷市教育大綱に掲げる3つの基本方針を倉敷市教育振興基本計画の基本目標として設定し、計画を推進します。

### (2) 基本目標

#### ① 子どもの教育

【目標】思いやりの心を持ち、自分らしく、たくましく生き抜く力を育成する

平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症など予測困難な事象が生じている現代社会においては、一人一人がお互いの違いや良さを認め合い、相手への思いやりの心をもつとともに、自らで考え行動する力を身につけることが必要です。

また、今後、Society5.0など新たな社会を迎える中で、これからの社会に対応していく力も必要です。

このため、これからの社会を生きていくすべての子どもたちが自分らしい強みと自信を持ち、基礎的・基本的な学力や知識を身に付け、自ら考え、行動し、たくましく生き抜くことができる力を伸ばす教育を推進します。

## ② 生涯学習

[目標] 夢と生きがいをもち、学び続けることができる社会を実現する

学びに終わりはなく、ひとは生涯にわたって学び続けていくものです。人生100年時代の到来が予測される現在、市民一人一人が健康でいきいきと暮らすためには、人生に夢と生きがいをもち、知識や教養を高め、生活を実り多いものにすることが必要です。

このため、一人一人が何歳になっても、様々な分野で自分自身の可能性を伸ばし、学び直しや新たなことに挑戦するチャンスを大きく広げ、学んだことを生かし、地域がつながり支え合う生涯学習社会の実現をめざします。

## ③ 地方創生・協働

[目標] ふるさと倉敷を誇りに思い、倉敷の未来を担っていく力を育成する

人口減少に伴う地域社会の縮小が懸念される中、「地方創生」に向けて、地域を担う「人財＝ひと」を地域の中で育成するとともに、日本遺産を始めとした倉敷が誇る特色ある地域資源を活用して、その魅力を国内外へ広く発信し、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちにしていくことが必要です。

このため、平成28年5月に本市で開催された「G7倉敷教育大臣会合」で採択された「倉敷宣言」の中で推進に取り組むこととしたSDGsの理念を取り入れ、学校、家庭と地域が連携し、家庭や地域の教育力を高め、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。

また、郷土の先人、歴史、文化等を学び、郷土への理解、愛着、誇り、そして、将来このまちを担っていく力を育成します。

## 5. 令和6年度教育行政重点施策

### (1) 基本方針

本市は、令和3年3月に改定した倉敷市教育大綱、倉敷市教育振興基本計画に基づき、教育行政を進めます。その中で、現在の社会状況やこれまでの取組の状況を踏まえ、今年度、特に力を入れて取り組むべき施策について、倉敷市教育振興基本計画の3つの基本目標ごとに「重点的に取り組む事業」を設定し、推進しています。

### (2) 重点施策

#### 子どもの教育

[重点的に取り組む事業]

- ・学力向上支援事業
- ・基礎・基本定着事業
- ・研究指定事業
- ・非常勤講師等単市加配事業
- ・放課後学習サポート事業
- ・英語教育推進事業
- ・GIGAスクール構想に対応したパソコン等整備事業
- ・学校防災教育推進事業
- ・ふれあい教室事業
- ・自立応援室支援員配置事業
- ・学校問題支援プロジェクト事業
- ・学校・園生活支援員配置事業
- ・スクールカウンセラー等配置事業
- ・不登校児童・生徒支援員等配置事業
- ・教師業務アシスタント配置事業
- ・公立幼稚園預かり保育・3歳児保育実施事業
- ・学校給食運営事業
- ・新共同調理場整備事業
- ・倉敷学校給食共同調理場整備運営事業
- ・学校園施設安全対策・防災機能強化事業
- ・学校トイレ洋式化改修・校舎等照明LED化事業
- ・義務教育学校施設整備事業
- ・特別支援教育大学連携事業

生涯学習

- ・地域還元型講座実施事業（生涯学習活動推進事業）
- ・地域力向上講座実施事業（生涯学習活動推進事業）
- ・高梁川流域学び直し支援事業
- ・大学との連携による学校等支援事業
- ・ESCO事業
- ・公民館施設整備事業
- ・自然史博物館施設整備事業

地方創生・協働

- ・郷土くらしきを大切に作る心育成プロジェクト事業
- ・奨学金給付貸付事業
- ・地域連携による学校支援事業
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）推進事業
- ・伝統的建造物群保存事業・伝統美観地区修景事業・町並み保存事業
- ・盾築遺跡保存整備事業

6. 学 事

(1) 市立学校教職員数（本務者のみ）

（R6年5月1日現在）

区分	校（園）長		副校（園）長		教 頭		主 幹 教 諭		指 導 教 諭		教 諭		講 師		養 護 職 員		栄 養 職 員 (含栄養教諭)		事 務 職 員		実 習 助 手		校 務 員		給 食 調 理 員		計	
	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費
小 学 校	60		11		64		39		15		1,153		191		77		(29) 32	15	79			14	17	1,721	46			
中 学 校	26		4		27		19		12		668		92		31		(6) 7	4	35			20		921	24			
高等学校	4		5		3		0				80		16			1			10	8	0	0	108	19				
特別支援学校	1		1		3		2		1		68		20		2		1	3			1		0	101	2			
幼稚園		36		0							125		20											0	181			
計	91	36	21	0	97	0	60	0	28	0	1,969	125	319	20	110	1	39	20	117	10	9	34	17	2,851	272	3,123		

(2) 年度別園児・児童・生徒数

（各年5月1日現在）

年 度	幼稚園	小学校	中学校	高等 学 校		特 別 支 援 学 校		
				全 日 制	定 時 制	小学部	中学部	高等部
R4	2,153	26,294	12,836	0	565	105	46	89
R5	1,957	25,835	12,749	0	565	100	61	100
R6	1,801	25,388	12,686	0	599	104	64	99

(3) 年度別学級数

（各年5月1日現在）

年 度	幼稚園	小学校	中学校	高等 学 校		特 別 支 援 学 校		
				全 日 制	定 時 制	小学部	中学部	高等部
R4	118	1,081	470	0	49	20	10	13
R5	108	1,058	474	0	47	20	13	14
R6	103	1,055	468	0	45	21	13	14



## (4) 市立学校一覧

## ① 幼稚園

(R6年5月1日現在) (園地面積・園舎面積は、R5年5月1日現在)

園名	創立年月	園児数	学級数	教職員数	園地面積	園舎面積	所在地	電話
倉敷	明治 20 年 4 月	42	3	11	2,470	1,147	中央 2-7-1	422-0318
倉敷東	昭和 29 年 4 月	25	2	11	2,358	861	鶴形 2-8-23	422-2544
老松	昭和 38 年 4 月	95	5	16	3,535	1,020	老松町 4-11-29	422-7279
万寿	昭和 22 年 4 月	79	3	9	4,056	1,047	浜町 2-3-1	422-2734
万寿東	昭和 49 年 4 月	12	1	4	3,905	803	大島 202-2	424-3179
大高	昭和 14 年 4 月	152	6	26	4,214	1,630	沖新町 96-1	422-3176
葦高	昭和 47 年 4 月	110	5	14	6,697	1,734	笹沖 23	425-0921
中島	昭和 32 年 4 月	62	3	8	4,383	1,080	中島 717	465-2811
粒江	昭和 18 年 4 月	36	3	8	5,480	1,338	粒江 1726	422-7002
中庄	昭和 27 年 4 月	48	3	10	3,702	1,325	中庄 2700	462-1984
帯江	大正 4 年 4 月	48	3	9	4,472	1,328	加須山 466-2	429-1300
菅生	昭和 52 年 4 月	37	2	7	2,812	1,116	西坂 738	463-0275
豊洲	昭和 54 年 4 月	11	1	4	3,407	703	中帯江 148-1	421-4141
茶屋町東	昭和 14 年 4 月	118	6	19	3,736	1,502	茶屋町早沖 442	428-0106
茶屋町西	昭和 14 年 4 月	53	3	8	3,028	823	茶屋町 291-5	428-0807
西阿知	昭和 16 年 4 月	159	7	21	3,633	1,348	西阿知町西原 1003	465-2029
第一福田	昭和 45 年 5 月	36	2	11	4,092	1,121	東塚 3-1-1	455-7584
第二福田	昭和 30 年 4 月	77	3	11	4,170	1,048	福田町古新田 620-2	455-6879
第四福田	昭和 30 年 4 月	14	1	3	4,587	982	北畝 3-8-1	455-7829
旭丘	昭和 53 年 4 月	50	3	10	4,465	1,055	連島町連島 2239	444-9979
連島西浦	大正 14 年 9 月	17	2	4	1,767	667	連島町亀島新田 126	444-8018
連島東	昭和 22 年 1 月	12	1	3	3,434	970	連島町連島 2851	444-9999
連島南	昭和 19 年 4 月	50	3	9	5,004	1,167	連島町鶴新田 1705	444-7979
天城	昭和 2 年 4 月	51	3	9	4,134	1,300	藤戸町天城 2276	428-1027
味野	明治 44 年 4 月	21	2	7	3,796	1,019	児島味野城 2-1-34	472-2686
稗田	昭和 12 年 4 月	13	2	5	5,334	1,057	児島稗田町 793	472-4068
郷内	昭和 27 年 4 月	25	1	5	4,236	1,294	林 870	485-0347
玉島	明治 35 年 4 月	97	5	19	4,578	1,518	玉島中央町 3-8-1	522-2293
上成	昭和 30 年 4 月	20	2	5	3,433	1,097	玉島上成 1143-1	522-4522
長尾	昭和 6 年 4 月	20	2	6	5,094	1,220	玉島長尾 2608	522-4564
富田	昭和 28 年 3 月	12	2	5	3,126	1,006	玉島八島 1760-3	522-4565
船穂	昭和 11 年 4 月	89	4	11	2,389	963	船穂町船穂 2864	552-2415
川辺	昭和 47 年 4 月	29	2	6	2,527	477	真備町川辺 718	698-2117
岡田	昭和 48 年 4 月	26	2	6	1,883	446	真備町岡田 625-2	698-2490
菌	昭和 50 年 4 月	7	1	4	2,225	805	真備町市場 4351	698-4053
二万	昭和 28 年 6 月	14	2	5	2,110	450	真備町上二万 2493	698-2489
箭田	昭和 29 年 4 月	34	2	7	2,487	642	真備町箭田 1858	698-2116
呉妹	昭和 27 年 5 月	令和 6 年 4 月～休園			1,194	379	真備町尾崎 2418-1	
合計	38	1,801	103	336	137,953	39,488		

## 幼稚園児就園状況

(R6年5月1日現在)

区 分	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	計
公立 (38)	538	574	689	1,801
私立 (11)	278	299	286	863
計 (49)	816	873	975	2,664

※ ( ) は、園数を示す。

## ② 小学校

(R6年5月1日現在) (教室数・校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R5年5月1日現在)

学校名	創立年月	児童数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
倉敷東	明治6年4月	357	17	16	27	41	16,877	6,034	845	鶴形2-6-10	422-0274
倉敷西	明治6年4月	250	13	13	16	25	17,730	5,387	834	中央1-21-1	422-6125
老松	昭和28年4月	874	33	34	15	64	18,393	10,157	864	老松町4-10-1	422-6600
万寿	明治6年7月	848	31	31	15	55	17,763	6,189	1,002	浜町2-3-1	422-8333
万寿東	昭和48年4月	594	23	21	11	40	21,829	4,402	886	福島410	422-8346
大高	明治20年4月	1,056	39	40	22	76	30,112	9,801	1,183	堀南621	422-0536
葦高	昭和46年4月	630	23	24	13	45	20,719	5,535	861	笹沖145-1	424-1533
倉敷南	平成20年4月	602	23	23	14	43	23,374	8,488	1,327	東富井1005-10	430-0373
中洲	明治6年3月	725	27	27	25	47	30,257	6,571	1,134	水江1594-1	465-4900
中島	昭和44年4月	1,042	38	33	15	65	21,962	6,582	1,214	中島909-3	465-9590
粒江	明治6年6月	415	16	19	10	31	23,836	4,223	888	粒江2161	422-7001
中庄	明治5年8月	773	28	28	19	47	43,237	7,152	2,021	中庄2599	462-1979
帯江	明治6年4月	609	23	22	18	38	20,991	6,451	891	加須山526	429-1200
菅生	明治6年4月	427	17	17	15	33	24,553	5,326	692	西坂538	462-1139
豊洲	明治6年3月	315	14	14	11	29	17,137	4,790	886	西田201-1	482-2150
庄	明治6年3月	885	33	32	13	53	24,634	5,344	1,122	上東785-2	462-0206
茶屋町	明治6年4月	1,106	40	39	29	76	28,125	9,743	1,837	茶屋町早沖445	428-0020
西阿知	明治6年4月	1,240	45	41	18	69	18,693	8,311	959	西阿知町西原1003	465-2056
第一福田	明治6年8月	653	25	25	15	44	17,744	5,356	917	東塚3-1-1	455-8714
第二福田	明治6年4月	800	28	27	9	45	16,633	5,958	835	福田町古新田310-2	455-8704
第三福田	明治6年7月	226	11	11	21	25	20,125	4,288	807	広江1-9-1	455-8604
第四福田	昭和18年9月	584	22	22	20	38	20,883	5,709	1,000	北畝3-8-1	455-4375
第五福田	昭和27年2月	179	9	9	36	35	24,143	7,397	1,269	水島西千鳥町4-37	444-5236
水島	昭和22年10月	69	8	8	13	16	14,057	3,483	886	水島北春日町11-11	444-9260
旭丘	昭和52年4月	350	15	15	16	28	28,546	4,528	908	連島町連島1793	448-9177
連島西浦	明治6年6月	231	13	11	19	22	10,669	4,248	862	連島町西之浦3575	444-5263
連島神亀	昭和55年4月	281	14	15	13	25	16,893	4,506	1,122	神田3-6-34	448-6070
連島東	明治6年3月	278	14	15	20	31	24,405	7,045	1,220	連島町連島2850	444-8027
連島南	明治7年4月	983	35	35	13	56	21,916	5,457	999	連島町鶴新田1705	444-7129
連島北	明治36年4月	93	6	6	6	15	14,353	2,063	908	連島町西之浦5068	465-5917
天城	明治6年1月	459	20	21	14	32	20,358	4,695	1,121	藤戸町天城2285	428-1072
味野	明治6年5月	243	13	12	27	36	19,550	5,235	1,317	児島味野城2-2-9	472-2059
赤崎	明治26年9月	386	16	16	16	33	14,446	4,821	868	児島赤崎2-1-59	472-2311
下津井東	明治5年5月	33	4	5	16	12	13,609	3,586	797	下津井田之浦2-4-66	479-9048
下津井西	昭和33年4月	63	7	6	12	17	18,473	2,904	756	下津井1-17-16	479-9412
本荘	明治5年3月	114	7	8	13	15	20,488	3,874	877	児島塩生1750	475-0821
児島	明治6年9月	479	19	22	23	32	16,754	5,758	888	児島柳田町851	473-2711

学校名	創立年月	児童数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
緑丘	昭和47年4月	196	11	11	22	23	26,961	4,951	887	児島稗田町900	473-2845
琴浦東	明治6年4月	214	11	11	16	24	24,007	5,936	1,121	児島田の口3-13-1	477-7025
琴浦西	明治6年8月	387	16	16	23	29	23,286	5,974	1,324	児島下の町5-4-5	472-3022
琴浦南	昭和59年4月	219	10	9	18	20	21,776	4,773	869	児島下の町2-16-17	474-2922
琴浦北	明治6年9月	令和4年4月～休校		0	0		8,596	1,135	608	児島由加3068	
郷内	明治6年4月	455	17	16	18	33	23,380	4,887	1,563	林1000	485-0044
玉島	明治41年4月	428	19	18	20	38	18,744	6,830	849	玉島阿賀崎3-3-1	522-5267
上成	明治6年4月	378	15	16	11	31	14,910	3,926	807	玉島乙島6191	522-2982
乙島	明治6年10月	345	15	14	15	29	39,257	4,925	889	玉島乙島3500	522-2440
乙島東	昭和29年4月	163	9	9	11	24	13,678	3,695	1,028	玉島乙島7471	522-2430
柏島	明治6年6月	230	11	11	21	23	16,750	4,857	949	玉島柏島2751-1	522-3076
玉島南	昭和39年4月	312	14	16	13	30	19,407	4,497	1,137	玉島柏島6446	528-0403
長尾	明治18年9月	840	31	29	11	53	19,289	7,623	1,439	玉島長尾3086	522-2419
富田	明治6年4月	414	17	17	13	33	15,804	4,681	604	玉島八島1774	522-2759
沙美	明治6年4月	25	3	3	10	11	13,868	2,180	798	玉島黒崎6050-1	528-0852
南浦	明治6年4月	令和6年4月～休校		2	11		13,702	2,313	800	玉島黒崎8402	
穂井田	明治6年4月	41	5	6	7	16	9,902	1,930	607	玉島陶1630	526-4830
船穂	明治6年3月	470	18	20	9	30	15,278	4,024	847	船穂町船穂2643	552-2032
柳井原	明治37年4月	49	6	6	5	17	18,797	1,473	698	船穂町柳井原1854-5	552-2304
川辺	明治6年4月	240	13	13	7	24	10,047	2,722	780	真備町川辺720	698-0315
岡田	明治6年4月	180	9	9	10	19	22,060	2,951	878	真備町岡田619-2	698-1280
菌	明治6年4月	180	9	9	12	19	15,287	2,710	858	真備町市場4338	698-0026
二万	明治20年6月	59	8	8	9	16	25,525	2,174	757	真備町上二万3346	698-0652
箭田	明治6年3月	242	13	13	15	30	14,553	4,508	873	真備町箭田4110	698-0037
呉妹	明治6年5月	69	6	6	8	15	13,456	2,030	807	真備町妹137	698-0006
合計	62	25,388	1,055	1,051	943	2,021	1,232,587	309,102	60,580		

③ 中学校 (R6年5月1日現在) (教室数・校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R5年5月1日現在)

学校名	創立年月	生徒数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
東	昭和22年4月	702	28	25	28	66	50,835	8,148	2,524	平田155-100	422-6050
西	昭和22年4月	871	32	33	28	68	34,594	9,440	1,932	日吉町205	422-6030
南	昭和23年4月	1,094	40	39	30	75	35,107	9,468	2,089	西富井1387	422-4670
北	昭和33年4月	617	21	23	26	51	31,425	6,728	2,444	中庄505	462-6341
多津美	昭和37年4月	610	21	22	19	47	35,278	7,104	1,971	有城986	429-1222
新田	昭和59年4月	747	25	26	18	54	25,726	6,649	2,182	新田2674-3	422-4674
東陽	昭和53年4月	725	24	27	24	57	29,588	7,653	1,953	高須賀315	428-0013
庄	昭和22年4月	406	15	16	21	33	25,632	5,109	2,142	上東812	462-0334
倉敷第一	昭和22年4月	893	31	28	29	64	26,825	7,430	1,909	西阿知町1070	465-2178
福田	昭和22年4月	630	21	22	27	50	33,581	6,738	2,271	福田町古新田533-1	455-4373
福田南	昭和56年4月	489	18	19	26	39	32,747	6,910	2,187	福田町古新田711-4	455-5671
水島	昭和27年4月	172	8	8	30	27	27,495	4,873	2,323	水島北幸町3-1	444-5238
連島	昭和22年4月	460	18	18	36	40	23,661	7,122	2,020	連島中央5-6-1	444-5268
連島南	昭和60年4月	421	17	16	25	35	25,730	6,110	2,190	連島町鶴新田1310	448-4552
味野	昭和22年4月	374	14	15	29	41	34,226	7,247	2,266	児島味野4-2-56	472-2266
下津井	昭和22年4月	50	4	5	22	20	27,195	4,203	1,775	下津井吹上140	479-9049

学校名	創立年月	生徒数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
児島	昭和22年4月	425	16	15	26	42	31,590	6,594	2,222	児島小川4-7-34	473-2721
琴浦	昭和34年4月	442	17	16	28	38	38,978	11,711	2,200	児島下の町8-6-6	472-4459
郷内	昭和22年4月	165	8	8	20	24	23,434	4,318	1,717	林620	485-0055
玉島東	昭和22年4月	501	17	17	20	44	27,840	4,982	1,901	玉島2-21-1	522-5157
玉島西	昭和22年3月	386	15	15	24	40	26,569	5,897	1,903	玉島柏島1548	526-3456
玉島北	昭和35年9月	683	25	23	21	53	30,290	10,390	2,119	玉島八島1529-1	526-3000
黒崎	昭和22年4月	33	3	3	15	14	23,474	3,236	1,644	玉島黒崎6057	528-0302
船穂	昭和22年4月	233	8	8	18	21	19,940	3,900	1,767	船穂町船穂2817-1	552-2043
真備東	昭和56年4月	354	14	15	26	37	28,087	6,388	1,883	真備町辻田60-1	698-5522
真備	昭和43年4月	203	8	8	19	24	21,020	4,088	1,618	真備町箭田1058	698-1151
合計		12,686	468	470	635	1,104	770,867	172,436	53,152		

④ 高等学校（定時制）（R6年5月1日現在）（教室数・校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R5年5月1日現在）

学校名	創立年月	生徒数	学級数	教室数		教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
				普通	特別						
精思	昭和25年4月	106	8	9	8	22	2,525	2,316	0	八王寺町199-3	422-0387
精思高霞丘校	令和6年4月	61	3			8				連島町西之浦1486番地1	454-8125
工業	昭和24年4月	70	8	8	8	23	47,969	5,490	435	田ノ上716-1	422-4100
倉敷翔南	平成15年4月	190	14	14	20	35	37,310	7,480	1,676	児島稗田町160	473-4240
玉島	昭和23年4月	30	2	6	10	11	14,630	2,972	1,098	玉島1-15-60	526-0114
真備陵南	昭和23年4月	142	10	14	10	21	15,066	2,652	868	真備町箭田1769-1	698-1171
合計		599	45	51	56	120	117,500	20,910	4,077		

・高等学校進学率（％）

	県立	公立	私立	高専・県外高校	計
R4年度	65.0	3.7	23.1	6.6	98.4
R5年度	65.0	3.8	22.9	6.6	98.3
R6年度	65.2	4.1	22.2	7.0	98.6

⑤ 特別支援学校（R6年5月1日現在）（校地面積・校舎面積・屋内運動場面積は、R5年5月1日現在）

学校名	創立年月	児童生徒数			学級数			教職員数	校地面積	校舎面積	屋内運動場面積	所在地	電話
		小	中	高	小	中	高						
倉敷支援学校	昭和39年4月	104	64	99	21	13	14	120	17,958	7,520	712	粒浦388-1	425-4611

## (5) 県立・私立学校一覧

(R6年5月1日現在)

区分	学校名	創立年月	生徒数	学級(部) (科)数	教職員数	所在地	電話	
県立	訓練校・高等学校・特別支援学校	南部高等技術専門校	S 21. 12	66	6	39	新田3241	424-3311
		倉敷青陵	M41. 4	955	24	88	羽島1046- 2	422-8001
		倉敷天城	M39. 4	697	18	96	藤戸町天城269	428-1251
		倉敷南	S 49. 4	951	24	89	吉岡330	423-0600
		倉敷古城池	S 55. 4	828	21	79	福田町古新田116- 1	455-5811
		倉敷商業	M45. 3	955	24	82	白楽町545	422-5577
		倉敷工業	S 14. 6	927	24	96	老松町4-9-1	422-0476
		水島工業	S 37. 4	825	22	99	西阿知町1230	465-2504
		倉敷中央	S 23. 4	832	23	59	西富井1384	465-2559
		倉敷鷺羽	H17. 4	402	14	61	児島味野山田町2301	472-2888
		玉島	M37. 4	707	18	70	玉島阿賀崎3-1-1	522-2972
		玉島商業	T 15. 4	472	12	54	玉島中央町2-9-30	522-3044
		倉敷琴浦高等支援学校	H22. 4	65	9	43	児島田の口1-1-16	477-9301
		倉敷まきび支援学校	H26. 4	351	69	198	真備町箭田4682- 1	697-1233
	中学	倉敷天城	H19. 4	356	9	44	藤戸町天城269	429-3494

区分	学校名	創立年月	生徒数	学級(部) (科)数	教職員数	所在地	電話	
私立	大学	川崎医科	S45. 4	856	1	3,655	松島577	462-1111
		川崎医療福祉	H3. 4	3,771	5	914	松島288	462-1111
		倉敷芸術科学	H7. 4	1,501	3	260	連島町西之浦2640	440-1111
		岡山学院	H14. 4	76	1	46	有城787	428-2651
		岡山短期	S26. 4	69	1	41	有城787	428-2651
		くらしき作陽	S41. 4	905	3	191	玉島長尾3515	523-0888
		作陽短期	S38. 4	82	1	58	玉島長尾3524	523-0888
	高等学校	川崎医科大学附属	S45. 4	70	6	40	生坂1661	462-3666
		倉敷	S35. 1	912	34	95	鳥羽283	462-9000
		清心女子	M19. 6	379	14	48	二子1200	462-1661
		倉敷翠松	M17. 2	1,147	35	118	平田155	422-3565
		作陽学園	S5. 4	521	20	53	玉島八島1541-1	441-1281
	中学	清心	S22. 4	206	8	30	二子1200	462-1661
	幼稚園	御国	S3. 3	92	7	19	阿知3-20-7	425-0141
		同心	S21. 5	200	8	29	北浜町5-7	422-4727
		みのり	S38. 3	36	4	8	酒津1711-1	425-2351
		しらゆり	S42. 2	142	8	18	中庄団地5-4	462-9786
		奈良佐保短大附属倉敷	S51. 4	54	4	18	徳芳869-116	462-7611
		マリア	S43. 3	115	4	24	北畝2-17-37	455-4413
		慈愛	S30. 3	153	10	25	水島南幸町1-9	444-9236
勇崎		S25. 10	43	4	7	玉島勇崎984	528-0555	
敬愛		S39. 3	7	1	5	玉島黒崎4591	528-1526	
第二敬愛		S51. 4	41	3	14	玉島柏台2-7-16	522-1221	
独立行政法人	中国職業能力開発大学校	S58. 4	298	7	52	玉島長尾1242-1	526-0321	

※市立短期大学は総務委員会参照

(6) 市奨学金制度

- ① 目的 将来社会に貢献し得る有為な人材を育成する。
- ② 応募資格
1. 倉敷市内に本人又は本人と生計を一にする家族が1年以上住所を有する者
  2. 学校教育法に基づく学校等に在学中の者か、新年度に進学する者
  3. 品行方正にして学業成績の優秀な者
  4. 健康で成業の見込みのある者
  5. 現に経済的事情によって修学困難な者
  6. 本人の属する世帯に市税滞納のない者
  7. 卒業後、市内に居住し、市の指定する職種に就き市内で働く意思がある者  
(返還一部免除型貸付の場合のみ)

貸付額・給付額

(令和5年度)

学 校 種 別		貸付給付額	貸付給付人員	返 還 方 法
貸付制度	大学・短期大学	月額40,000円	貸付(一般) 32人 返還一部免除型25人	貸付期間終了の月の翌月より起算し8カ月を経過したのち、その金額を均等償還の基準により、年賦又は半年賦により返還(返還一部免除型は年賦のみ)
	高等学校等	月額10,000円	5人	
給付制度	大学・短期大学	月額8,000円	66人	返還を要しない
	高等学校等	月額5,000円	27人	
	専修学校専門課程	月額8,000円	12人	

(7) 私学助成

学校教育における私学の果たしている役割は重要であり、本市においても、私立幼稚園に助成し、保護者の負担軽減及び振興に努めている。

- ・私立幼稚園の助成金 8,188,000円 356人(令和4年度実績)
- 施設型給付へ移行していない私立幼稚園の園児1人当たり23,000円を補助している。

(8) 就学援助

経済的理由により、小学校及び中学校に就学することが困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の援助を行っている。

① 要保護・準要保護児童生徒援助状況

(令和5年度)

区 分	小 学 校				中 学 校			
	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額
学用品費	人	円	円	円	人	円	円	円
通学用品費	2,325	14,646	34,053,220	34,053,220	1,534	26,040	39,946,800	39,946,800
校外活動費								
校外活動費 (宿泊を伴う)	965	1,977	1,908,284	1,908,284	441	3,903	1,721,306	1,721,306
新入学児童 生徒学用品費 (R5入学)	108	54,060	5,838,480	5,838,480	42	61,571	2,586,000	2,586,000
新入学児童 生徒学用品費入 学前支給者追 加支給 (R5入学)	—	—	—	—	490	3,000	1,470,000	1,470,000
新入学児童 生徒学用品費入 学前支給 (R6入学)	230	54,060	12,433,800	12,433,800	431	63,000	27,153,000	27,153,000
修学旅行費	441	32,061	14,139,026	13,473,026	510	59,332	30,259,627	28,741,627
通学費	0	0	0	0	0	0	0	0
学校給食費	2,395	54,188	129,781,119	129,781,119	1,514	59,805	90,545,024	90,545,024
医療費	0	0	0	0	5	3,382	16,910	16,910

② 特別支援教育就学奨励（特別支援学級分）

（令和5年度）

区 分	小 学 校				中 学 校			
	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額	人員	1人当たり年額	総 額	うち市負担額
学用品等購入費	725	5,619	4,074,307	2,035,747	285	9,329	2,658,808	1,331,021
校外活動費（宿泊を伴わない）	629	711	447,629	223,660	113	889	100,503	50,313
校外活動費（宿泊を伴う）	328	1,789	586,954	293,274	74	2,637	195,186	97,712
新入学児童生徒学用品費	90	22,338	2,010,422	1,004,517	98	29,374	2,878,722	1,441,112
修学旅行費	137	10,790	1,478,230	738,605	71	28,020	1,989,427	995,924
学校給食費	693	23,315	16,157,570	8,073,209	276	23,300	6,431,044	3,219,433
交通費（通学費）	1	2,880	2,880	1,439	2	51,265	102,530	51,327
交流学习交通費	594	1,448	860,326	429,866	240	2,458	589,961	295,339

(9) 学校施設の管理

（令和5年度実績）

区 分	件 数	機械警備委託料 （円）
幼稚園	38 (14)	5,199,832
小学校	61 (2)	13,337,808
中学校	26	9,489,792
高等学校	6 (1)	2,019,820
特別支援学校	1	367,488
計	132 (17)	30,414,740

※（ ）は休園等で外数を示す

7. 指 導

(1) 英語教育の充実

倉敷市では、平成17年度から、国際人として将来倉敷市に貢献できる人材の育成、コミュニケーション能力の育成等に取り組んでいる。

小学校、中学校では、1人1台端末の学習教材等を活用して、児童生徒の英語コミュニケーション能力の基礎等を培っている。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、各クラス年間15回程度（高等学校においては年間8回程度）の外国人英語講師との協働授業を実施している。

(2) 特別支援教育の状況

① 概況

昭和54年、養護学校（現在は特別支援学校）への就学が義務化された。市立倉敷支援学校は、昭和39年に開校し、現在まで、諸施設の充実と児童生徒の発達の程度や、障がいに応じたきめ細かな教育を実施している。

また、市内の小中学校の大部分の学校に、障がいのある児童生徒のための特別な教育課程によって指導を行う特別支援学級を設置して、その指導の充実を図っている。さらに、通常学級に在籍する障がいのある児童生徒のための指導の場として、昭和43年度以来、通級指導教室を設置して、実態に応じてその増設と充実を図っている。そして、幼児指導教室も併設して、幼児期からの相談や指導の場を提供するための専任の幼稚園教員を配置している。

平成22年、教育委員会指導課内に特別支援教育推進室を設置し、市内の特別支援教育の推進に努めている。



② 知的障がい特別支援

ア 小学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級児童数
R 4 年	倉 敷	30	53	320
	児 島	9	11	58
	玉 島	8	10	44
	船穂・真備	6	7	28
	計	53	81	450
R 5 年	倉 敷	30	50	287
	児 島	9	10	52
	玉 島	8	11	51
	船穂・真備	6	7	28
	計	53	78	418
R 6 年	倉 敷	30	50	290
	児 島	10	11	43
	玉 島	8	9	46
	船穂・真備	6	6	25
	計	54	76	404

イ 中学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級生徒数
R 4 年	倉 敷	14	22	108
	児 島	5	5	27
	玉 島	3	5	26
	船穂・真備	3	3	14
	計	25	35	175
R 5 年	倉 敷	14	23	125
	児 島	5	5	24
	玉 島	3	4	26
	船穂・真備	3	3	16
	計	25	35	191
R 6 年	倉 敷	14	23	134
	児 島	4	5	24
	玉 島	3	4	21
	船穂・真備	3	3	17
	計	24	35	196

③ 倉敷市立倉敷支援学校 (TEL 425-4611)

(R6年5月1日現在)

児 童・生徒数 小学部 21学級104名 中学部 13学級64名  
 高等部 14学級99名

・職員

職員別	校長	副校長	教頭	主幹 教諭	指導 教諭	養護 教諭	事務 職員	講師	非常勤 講師	非常勤 講師	学校 司書	栄養 技師	調理 技師	介助員	乗務員	校務員	実習 助手	計		
給与別 人数	県	県	県	県	県	県	県	県	県	市	市	市	市	市	市	市	市	県	市	
	1	1	3	2	1	68	2	3	20	14	4	1	1	0	0	10	1	1	115	18

④ 聴覚障がい特別支援学級

(各年5月1日現在)

設置校	R4年			R5年			R6年		
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	担当教員数
老 松 小 学 校	1	4	1	4	1	4	1	2	2
西 中 学 校	1	4	1	4	1	4	1	3	1

⑤ 情緒障がい特別支援学級

ア 小学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級児童数
R 4 年	倉 敷	30	75	435
	児 島	10	16	96
	玉 島	9	17	92
	船穂・真備	7	9	43
	計	56	117	666
R 5 年	倉 敷	30	68	414
	児 島	10	15	81
	玉 島	9	13	84
	船穂・真備	7	9	40
	計	56	105	619
R 6 年	倉 敷	30	71	423
	児 島	8	12	73
	玉 島	8	13	72
	船穂・真備	7	8	37
	計	53	104	605

イ 中学校

(各年5月1日現在)

地 区		設置校数	設置学級数	入級生徒数
R 4 年	倉 敷	14	34	201
	児 島	5	7	38
	玉 島	3	5	34
	船穂・真備	3	3	13
	計	25	49	286
R 5 年	倉 敷	14	35	193
	児 島	5	8	37
	玉 島	3	5	29
	船穂・真備	3	4	16
	計	25	52	275
R 6 年	倉 敷	14	31	170
	児 島	5	8	40
	玉 島	3	5	27
	船穂・真備	3	3	15
	計	25	47	252

⑥ 病弱身体虚弱特別支援学級（院内学級）

(R6年5月1日現在)

設 置 校	学 級 数	児童生徒数	担当教員数
倉 敷 東 小 学 校	1	3	1
庄 小 学 校	1	2	1
東 中 学 校	1	1	1
庄 中 学 校	1	1	1

⑦ 通級指導教室

(言語障がい)

(R6年5月1日現在)

設 置 校	教 室 数	児童生徒数	担当教員数
倉 敷 東 小 学 校	1	29	1
大 高 小 学 校	1	52	2
茶 屋 町 小 学 校	1	15	1
第 五 福 田 小 学 校	1	51	3
味 野 小 学 校	1	33	2
玉 島 小 学 校	1	45	2
箭 田 小 学 校	1	22	1

(聴覚障がい)

(R6年5月1日現在)

設 置 校	学 級 数	児童生徒数	担当教員数
老 松 小 学 校 (聾学校派遣教室)	1	10	(1)

(情緒障がい)

(R6年5月1日現在)

設 置 校	学 級 数	児童生徒数	担当教員数
倉 敷 東 小 学 校	1	90	5
大 高 小 学 校	1	122	6
茶 屋 町 小 学 校	1	39	2
第 五 福 田 小 学 校	1	108	6

味野小学校	1	82	5
玉島小学校	1	50	3
箭田小学校	1	28	2
東中学校	1	58	3
水島中学校	1	40	2

(3) 教職員に対する施策

① 研究指定校園一覧（令和5年度）

区分	校園名	指定者	指定年度	研究内容
幼稚園	第二福田幼稚園	市	R5・R6	主体性を育てる保育
小学校	倉敷南小学校	市	R4・R5	1人1台端末の活用
中学校	玉島東中学校	市	R5・R6	1人1台端末の活用
高等学校	精思高等学校	市	R5・R6	進路指導

② 学校訪問

計画訪問→3年に1度実施（幼中高特） 5年に1度実施（小）

要請訪問→幼稚園、高等学校、特別支援学校は、必要があれば要請可能

研究指定校園訪問→年5回程度訪問指導を実施

③ 倉敷市教員研修講座等（年間）

指導課主催分

講座名	回数	講座名	回数
人権教育課題研究委員会	6	特別支援教育連絡協議会（校長等）	1
教育課程編成連絡協議会（教務担当教諭）	1	不登校問題対策会議	2
生徒指導研修	1	学力向上研修会	2

(4) 外国人英語講師の配置

① 目的

国際化の急激な進展に対応し、国際社会の中に生きるために必要な資質・能力を養うという観点から、特にコミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことをねらいとし、本市小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における英語教育の充実に資する。

② 職務の内容

- ・配置校及び訪問校における日本人教員の指導に応じた英語指導及び英語指導に係る事柄の補助
- ・配置校及び訪問校における校内研修の補助
- ・配置校及び訪問校外の英語担当教員研修の補助
- ・配置校及び訪問校における特別活動及び課外活動への補助
- ・その他指導課長又は配置所属長が必要と認める職務

③ 現状

令和5年度は25名の外国人英語講師を配置した。

(5) 市立学校の安全対策

① 対策

- ・特別活動などにおける安全指導（生活及び交通安全）の徹底とその継続的指導
- ・学校安全点検要領をもとに校内施設設備の安全点検の徹底
- ・関係機関と連携した交通教室

② 生活・交通事故発生状況

年度	学校別	幼稚園	小学校	中学校	高等学校・ 特別支援学校	合計
R3		2	52	45	6	105
R4		2	57	54	10	123
R5		5	84	66	13	168

8. 保健体育

学校教育の円滑な実施とその成果を確保するためには、児童・生徒が心身ともに健康でなければならない。このため本市では、定期健康診断を実施して、疾病異常の早期発見、早期治療に努めるとともに、長期に管理を必要とする疾病（心臓・腎臓病等）についても管理体制の整備に努めている。

(1) 学校医等の配置状況

幼児児童生徒数800人未満の学校（園）に対しては、内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・薬剤師各1名、800人以上の学校は内科医については2名を配置している。

(R6年4月1日現在)

区分 種別	校 園 数	学 校 医					学校歯科医	学校薬剤師
		内 科	眼 科	耳鼻咽喉科	整形外科	(心療内科) 精 神 科		
幼稚園	37	37	37	37			37	37
小学校	60	71	60	60			60	60
中学校	26	29	26	26			26	26
高等学校	6	8	8	8			8	6
特別支援学校	1	1	1	1	1	1	1	1
計	130	146	132	132	1	1	132	130

呉妹幼稚園休園中、琴浦北小学校・南浦小学校休校中

(2) 被患率の高い疾病状況（第4位まで）

(令和5年度)

	1 位	2 位	3 位	4 位
小学校	う歯以外の歯疾	裸眼・矯正視力（B以下）	未処置う歯	鼻咽頭疾患
	55.4%	34.9%	18.8%	15.9%
中学校	う歯以外の歯疾	裸眼・矯正視力（B以下）	未処置う歯	鼻咽頭疾患
	59.7%	50.6%	12.1%	10.3%

(3) 児童・生徒の心臓検診

全学校の児童生徒の心臓疾患の早期発見のため、学校医による聴打診に加えて小学校1年生は、昭和52年度、中学校・高等学校1年生は、昭和55年度から心電図検査を実施している。また小学校では平成元年度、中学校では平成2年度より心音図検査も併用し、心疾患による突然死の未然の防止に努めている。

・心臓検査状況（各1年生）

（令和5年度）

区分 種別	実施学校数	対象人員	一次検診		精密検査		
			受診人員	有所見者数	受診人員	要管理	管理不要
小学校	60	4,143	4,142	41	69	20	49
中学校	26	4,283	4,204	97	147	39	108
高等学校	5	202	197	4	5	2	3
特別支援学校	1	70	70	6	2	0	2

（昨年度の未検者を含む）

(4) 日本スポーツ振興センター

学校教育の円滑な実施に資するため、学校安全の普及、充実に関する業務を行う日本スポーツ振興センターがあり、学校の管理下において災害が発生した場合は、ここから医療費等の災害給付金が受けられる。

（令和5年度）

区分	掛金	負担区分		災害発生 件数	1件当たりの給付額
		保護者	市		
幼稚園	285円	200円	85円	37件	2,995円
小学校・中学校	935	460	475	小 1,604	3,015
				中 1,265	9,216
高等学校	全日制	2,165			
	定時制	995	780	215	19
特別支援学校	小・中学部	935	0	935	
	高等部	2,165	0	2,165	

※特別支援学校の各学部の「災害発生件数」および「1件当たりの給付額」は小学校・中学校・高等学校へ含む

(5) 令和5年度児童・生徒体位の平均値（※国および県平均は令和4年度の平均値）

① 男子

（単位：cm・kg）

年齢	身長			体重		
	国	県	市	国	県	市
5	111.1	110.6	109.4	19.3	19.1	18.4
11	146.1	146.3	145.5	40.0	40.1	39.3
14	165.8	165.0	165.0	55.0	53.9	54.1
17	170.7	170.1	168.0	62.5	61.3	61.0

② 女子

（単位：cm・kg）

年齢	身長			体重		
	国	県	市	国	県	市
5	110.2	110.4	108.8	19.0	18.9	18.4
11	147.9	146.9	147.1	40.5	39.7	39.8
14	156.5	155.7	155.7	49.9	49.7	49.5
17	158.0	157.8	157.0	52.5	52.6	52.4

(6) 学校給食

学校における教育活動の一環として児童生徒の心身の健全な発達に資し、学校給食が児童生徒にとって生涯の健康づくりの源となるように、幅広い食品を組み合わせた献立作成を行うと共に安全で衛生的な調理の推進や食に関する指導の充実に努めている。

## ① 学校給食実施状況

(令和6年5月1日現在)

学校種別	学校数	児童・生徒数	実 施 校		
			型	学校数	児童・生徒
小学校	60	25,388	完全給食	60	25,388
中学校	26	12,686	完全給食	26	12,686
高等学校	4	214	完全給食	0	0
			補食給食	0	0
特別支援学校	1	267	完全給食	1	267

## ② 1人当たりの栄養摂取状況

(令和5年度)

区分	学校種別	エネルギー (kcal)	蛋白質 (g) (%)	脂肪 (g) (%)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビ タ ミ ン				
							A ( $\mu$ gRAE)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)	
学校給食 摂取基準	小	低	530	学校給食 による摂 取エネルギー 全体の 13~20%	学校給食 による摂 取エネルギー 全体の 20~30%	290	2	160	0.3	0.4	20
		中	650			350	3	200	0.4	0.4	25
		高	780			360	3.5	240	0.5	0.5	30
	中	830			450	4.5	300	0.5	0.6	35	
平均摂取量	小	593	25.6 (17.3)	18.4 (28.0)	341	2.6	280	0.7	0.6	32	
	中	731	31.1 (17.0)	21.4 (26.4)	379	3.8	355	0.9	0.7	36	
基準値に対 する割合 (%)	小	91.2	-	-	97.4	86.7	140.0	175.0	150.0	128.0	
	中	88.1	-	-	84.2	84.4	118.3	180.0	116.7	102.9	

## ③ 給食1食当たり費用

・保護者負担

(単位：円)

区 分		主 食	牛 乳	副 食	計
5 年 度	小 学 校	61	61	188	310
	中 学 校	68	61	231	360
6 年 度	小 学 校	64	68	178	310
	中 学 校	70	68	222	360

## ④ 学校給食共同調理場

(R6年5月1日現在)

区分	倉敷中央学校給食共同調理場						庄学校給食共同調理場			真備学校給食共同調理場		
所在地	倉敷市鶴の浦1丁目1-2						倉敷市上東785-2			倉敷市真備町箭田1618		
開設 TEL	H31.4.1		436-7341				S44.3.1	462-2660		S45.4.1	698-0628	
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造						鉄筋コンクリート平屋建			鉄筋コンクリート鉄骨		
総建築費	2,298,634,000円						89,410,000円			401,000,000円		
施設	1階 調理室、ボイラー室 外 2階 事務室、会議室 外						調理室 外			1階 事務室 外 2階 会議室 外		
面積	調理室	3,174.04㎡					調理室	379.74㎡		事務室	39.0㎡	
	ボイラー室	97.42						プロパン庫	15.16		調理室	899.5
	ウィルス対応洗浄室	9.15					物品庫					食堂
	備蓄倉庫	28.00						会議室			ボイラー庫	
	会議室	164.79					休憩室					車庫
	実習室	120.76						駐輪場			その他	
	食育・展示コーナー	196.49					その他					計
	事務室	93.19						計	394.9㎡		計	
	休憩室	90.00					計		1,433.89㎡			計
	機械室	506.48						計	1,355食/日		計	
	その他	679.29					計		10,600食/日			計
	計	5,159.61㎡						計	1,383食/日		計	
調理	10,600食/日						1,383食/日			1,355食/日		
従事							11名					
対象校 児童 生徒数 及び 学級数	学校名	児童 生徒数	学級数	学校名	児童 生徒数	学級数	学校名	児童 生徒数	学級数	学校名	児童 生徒数	学級数
	東中	702	28	玉島小	428	19				川辺小	240	13
	西中	871	32	上成小	378	15				岡田小	180	9
	北中	617	21	乙島小	345	15				菌小	180	9
	倉敷第一中	893	31	柳井原小	49	6	庄小	884	32	二万小	59	8
	新田中	747	25	船穂小	470	18	庄中	406	14	箭田小	242	13
	南中	1,094	40	玉島東中	501	17				呉妹小	69	6
	福田中	630	21	玉島西中	386	15				真備中	203	8
	福田南中	489	18	船穂中	233	8						
	水島中	172	8	計	9,886	372	計	1,290	46	計	1,173	66
	連島中	460	18									
	連島南中	421	17									

※従事：栄養士+調理員の数を記載

## 9. 生涯学習

### (1) 生涯学習全般

市民一人一人が健康でいきいきと暮らすためには、人生に夢と生きがいをもち、知識や教養を高め、生活を実り多いものにすることが必要である。人生100年時代の到来が予測される現在、一人一人が何歳になっても、様々な分野で自分自身の可能性を伸ばし、学び直しや新たなことに挑戦するチャンスを大きく広げ、学んだことを生かし、地域がつながり支え合う生涯学習社会の実現を目指している。

#### ① 生涯学習推進事業

「倉敷市第七次総合計画」及び「倉敷市教育振興基本計画」に基づき、市民の学習活動を支援し、生涯学習のまちづくりを進める。

##### ア 生涯学習研修会

行政職員を対象に年1回実施している。

##### イ 出前講座

市民グループ等の求めに応じて市職員が講師として地域に出向き、市の業務について講義を行う「出前講座」を行っており、令和6年度は112種類の講座メニューを用意している。

#### ② 文化環境の整備

##### 高梁川流域連盟

高梁川の流域市町（7市3町）等で構成し、文化・スポーツ・環境などの分野を通じて地域の連帯意識を深めるため、中学・高校リレー大会、高等学校音楽会、機関誌「高梁川」の発行、フォトコンテスト、クリーン一斉行動、高校生絵画展等の事業を行っている。

#### ③ 社会教育指導者の育成

##### ア 社会教育指導員

社会教育の振興のため、教育に関し豊かな経験と識見を有し、かつ社会教育に関する指導技術を有する者を指導員として委嘱し、社会教育団体などへの指導助言、団体活動の支援などを行っている。

##### イ 社会教育主事の養成

社会教育の多様化に対応するため、社会教育主事の資格講習会に職員を参加させ、資質の向上と指導力の強化を図っている。

#### ④ 倉敷市社会教育委員

社会教育に携わる者・学識経験者などで構成し、倉敷市の社会教育の在り方について審議している。

### (2) 社会教育

#### ア 成人教育

##### ① 学級・講座等の開設（市民公開講座）

生活技術・就業生活に必要な知識・技術の習得を支援するため、「簿記」と「初級パソコンCAD」の2講座を開講している。

##### ② 社会教育関係団体（PTA）への支援

小学校61校、中学校28校、幼稚園・認定こども園54園の各単位PTA（早島幼小中及び県立天城中を含む。令和6年4月1日現在）が7地区（東、西、南、水島、児島、玉島・船穂、真備）ごとにブロック協議会をもち、さらに全市組織として倉敷市PTA連合会を組織している。

倉敷市PTA連合会は、各単位PTA及びブロックごとに研修会や広報活動などの意欲的な活動を促している。教育委員会としては、PTA連合会活性化のため、その活動を側面から支援している。

##### ③ 家庭教育学級

家庭の教育力の向上を目指し、地域の住民を対象に民間団体主導による家庭教育学級を14学級開設し、また幼稚園の保護者を対象にした家庭教育学級2学級を開設している。（令和6年度）

また、市内の公立幼稚園及び小学校で、岡山県作成の家庭教育支援プログラムである「親育ち応援学習プログラム」を活用したワークショップを実施し、保護者が意見交換しながら家庭教育を学ぶ機会を提供している。

##### ④ 地域連携による学校支援事業

学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てる体制を整えるために、小・中・支援・高等学校に学校支援地域本部を設置し、地域住民が各自の知識や経験を活かして学校支援活動（学習支援、部活動支援、環境整備、登下校安全確保、学校行事支援、地域活動など）に参加することにより、子どもたちの豊かな人間性を養い育むとともに、地域住民が自らの知識や経験を活かす場の広がりや地域社会全体の教育力の向上に取り組んでいる。



## イ 青少年教育

### ① 少年団体の活動

#### (ア) 概要

少年を心身ともに健やかに育てるため、学校、家庭、地域と密接な連携をとりながら活動している。市内には現在子ども会をはじめ、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団などの各種の少年団体が組織されている。

・少年団体の活動発表や交流の機会として、毎年“こどもまつり”を開催している。

令和5年度は事前申し込み制で参加者を募集して2月4日(日)に実施し、1,313人が参加。

#### (イ) 少年団体一覧(令和6年4月1日現在)

子ども会	62団体	スポーツ少年団	51団体
ボーイスカウト	4団体	幼年・少年消防クラブ	27団体
ガールスカウト	2団体		

### ② 倉敷市よい子いっぱい基金

「倉敷市よい子いっぱい基金」は、大山茂樹・元倉敷市長が、市長退任時に倉敷市へ寄付されたことを契機として、昭和54年に設置され、以後、倉敷市の子どもたちの健全育成のために、さまざまな事業を展開している。

#### (ア) 令和5年度寄付実績

43件 4,554,792円

#### (イ) 基金残高(令和6年3月末)

227,668,027円

#### (ウ) よい子いっぱい基金運営委員会

よい子いっぱい基金運営委員により構成され、事業内容、運用方法について決定している。

#### (エ) 令和6年度事業計画

- ・よい子強い子表彰
- ・よい子いっぱい芸術鑑賞助成
- ・中学生立志式記念行事助成
- ・倉敷っ子なかよし作品展助成
- ・イングリッシュキャンプ助成
- ・中学校弁論大会助成

### ③ いきいきパスポート事業

「いきいきパスポート」を市内在住の小中学生に配布(倉敷市立中学校の生徒は生徒手帳に印刷)し、市内の社会教育施設や文化施設(一部民間施設を含む)の入館料を通年で免除するとともに、スタンプラリーを実施している。

### ④ 子どもセンター事業

平成12年11月よりライフパーク倉敷団体交流室内に子どもセンターを設置し、地域における子どもの体験活動の機会や家庭教育の支援に関する情報を収集・提供している。

子どもセンターはボランティアによって運営され、情報誌「パワフルキッズ」を年間4回発行し、保育園、幼稚園、小・中学校、社会教育施設等に配布している。また、ホームページの作成や、主催イベントとして「キッズチャレンジ広場」を行っている。

### ⑤ 二十歳の集い

二十歳になる方を広く祝福するとともに、二十歳になる方が、これまで育ててくれた人々や社会へ感謝し、社会的責任を自覚する場として実施している。

20歳になる方の意見や思いを反映できるよう、市内の各中学校から推薦された方と公募によって参加した方で構成された「倉敷市二十歳の集い実行委員会」が式典の企画運営を行っている。

令和5年度は、倉敷スポーツ公園マスカットスタジアムで実施し、2,914人が参加した。(参加率60.3%)

### ⑥ 放課後子ども教室

地域社会の中で子どもを育む教育力の向上と、子どもたちへの安全・安心な活動拠点の提供のため、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得た、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を実施している。(令和6年度市内60運営委員会に委託)

⑦ 子ども広場

子どもは、集団での遊びを体験する中で、社会生活の基本を養っていく。遊びは子どもの心身の成長過程で欠くことのできないものであるため、民地所有者の協力を得て昭和46年から利用者管理のもとに子ども広場を設置して、遊び場の確保に努めている。(令和6年4月1日現在 設置数19広場)

⑧ 「冒険遊び場」活動の支援

幼少期における自然体験、活動の重要性が再認識される中、自由に遊びを創造していく「冒険遊び場」活動の支援に努めている。

・令和5年度……「遊び場を考える会」による1日冒険遊び場10回、講師を招いて「夏の2日連続冒険遊び場」1回、まめっこパーク(より低年齢向けの冒険遊び場)1回実施。自然の家運営事業においても、冒険遊び場プレーパークを9回実施した。

⑨ 不登校児童・生徒等への支援

不登校及びその傾向にある児童生徒に、居場所、地域社会と接する場、体験活動の場を提供し、子どもたちの「生きる力」の育成に努め、自立を支援していく。

(ア) 居場所の開設

毎週金曜日に連島公民館に不登校及びその傾向にある児童生徒が自由に集える居場所を開設している。ボランティアや他の参加者との交流を通じて人とふれ合うことの喜びを体験し、社会生活へ参加する意欲を育むよう支援している。

(イ) 不登校を考える親の集い

対象となる保護者が不安や悩みを話し、相談し合うことで、心理的負担を軽減することを目的として実施している。令和5年度は12回実施。

(ウ) 「さわやかデー」の実施

不登校や引きこもりの傾向のある児童生徒、保護者を対象とした、体験活動を実施している。令和5年度は9月30日～10月1日に1泊2日の日程で実施。

(エ) ボランティアの募集と研修会の実施

居場所や体験活動に参加するボランティアを広く募集する。また、ボランティアの研鑽のため研修会を実施する。令和5年度はさわやかデーと同日の9月30日、10月1日に実施。

⑩ 高梁川流域パスポート事業

平成27年度から、「高梁川流域パスポート」を高梁川流域圏域在住の小学生に配布し、土・日・祝及び振替休日に流域市町の社会教育施設の入館料の免除やスタンプラリー等を実施している。

⑪ 高梁川流域学び直し支援事業

高梁川流域7市3町在住の15歳から39歳までの方を対象に、自発的に社会とつながりを持ち、就労等へと結び付けられるよう、くらしきシティプラザ西ビル内に「まなびばippo(いっぽ)」を開設し、カウンセリング・学習支援・居場所の提供を通して、若者自らが社会参画しようとする主体的な取組を教育の側面から支援している。

⑫ 青少年の健全育成

(ア) 「青少年を育てる会」の支援

昭和52年11月に倉敷市議会で「青少年健全育成都市宣言」が採択されたことを受け、青少年の健全育成を図る目的で「青少年を育てる会」が設立された。現在、市内26中学校区にて組織され、推進委員会を中心に活動が行われている。

生涯学習課は、青少年を育てる会に対して活動費を補助し、地域の部会活動(①環境浄化活動②補導相談活動③健全育成活動④広報啓発活動⑤家庭教育活動)の実施を支援している。

また、各会長をもって組織している「青少年を育てる会会長連絡会」は、情報交換や全市的な活動の調整、研修会を開催するなど、地域における青少年健全育成活動を推進している。

(イ) あいさつ運動

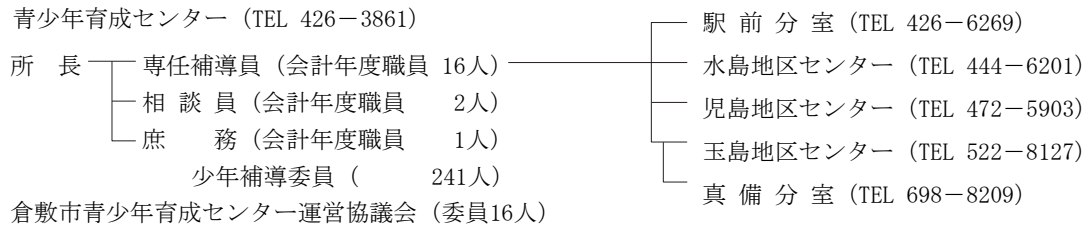
児童・生徒の積極性・社会性の向上を目的に、教職員、PTA、青少年を育てる会会員、市職員等によるあいさつ運動を実施している。

(ウ) 青少年健全育成推進大会

青少年の健全育成推進と市民意識の高揚を図るため、毎年2月に育成功労表彰、「明るい家庭づくり」作文発表、講演会などを実施している。令和5年度は令和6年2月25日(日)に開催。

(3) 青少年の非行防止

次代を担う青少年の健全育成をめざし、街頭等の補導活動を通じ非行の芽を早期に発見し、適切な指導・助言を行うほか、また、有害図書排除などの有害環境浄化活動を目的として、青少年育成センターを設置している。当センターは、少年補導委員を中心に、関係機関・団体及び地域住民が一体となった非行防止活動の拠点になっている。悩める青少年の相談に対応して「ヤングテレホン」（426-3741）を設置。24時間受付のメール相談も開設し、相談活動に力を入れている。



年齢別補導状況の推移

年度\区分	小学生	中1	中2	中3	高1	高2	高3	大学・ 専門学校	有職	無職	合計
R3	164	70	143	115	147	205	195	3	22	17	1,081
R4	183	102	80	107	114	195	98	3	8	6	896
R5	6	9	54	78	32	44	27	3	16	16	285

※令和5年度の統計から「遅刻声かけ」の件数を、補導件数から外している。

【参考】令和5年「遅刻声かけ」件数 ・小学校 134件 ・中学校 196件 ・高等学校 292件

相談者別来所相談の推移

年度\区分	本人	保護者	親族	学校	その他	合計
R3	6	16	3	0	11	36
R4	4	13	0	0	11	28
R5	9	15	3	0	9	36

電話相談（ヤングテレホン）の推移

年度\区分	小学校	中学校	高校生	その他少年	保護者	その他成人	計
R3	1	15	25	0	244	184	469
R4	2	7	14	2	220	138	383
R5	0	1	1	1	231	172	406

メール相談の推移

年度\区分	小学生	中学生	高校生	その他少年	保護者	その他成人	計
R3	1	5	39	4	34	23	106
R4	27	52	9	0	23	30	141
R5	0	102	53	0	16	110	281

相談者別メール相談

年度\区分	本人	保護者	成人	不明	合計
R3	49	34	23	0	106
R4	88	23	30	0	141
R5	155	16	110	0	281

白ポスト（悪書追放）投函状況

年度	R3	R4	R5
冊数	1,409	961	806

(4) 自然の家

自然の家は、恵まれた自然環境の中で、宿泊研修、野外活動等を通じた生涯学習の機会を提供し、市民の心身の健全な育成に寄与することを目的として、「自然に親しむ」「人間関係を学ぶ」「生きる力を育成する」の基本方針に基づき事業を実施する。

PFI手法を活用した施設の更新、令和4年4月1日から令和19年1月31日まで指定管理方式により、維持管理・運営業務を行う。

- ・所在地 倉敷市児島由加2708
- ・電話番号 477-5010
- ・指定管理者 倉敷かわせみとくすの木の森株式会社
- ・休館日 年末年始（12月28日～1月4日）

利用状況（実人数）

年度	区分	幼稚園・保育園	小学校	中学校	少年団体	高校以上	主催事業	計
R1		326	6,940	1,033	1,604	1,774	994	12,671
R4		720	7,825	694	3,450	2,764	1,281	16,734
R5		493	7,891	1,572	4,369	4,369	1,532	20,226

※R2～R3は建替えのため休館

(5) 図書館

社会情勢や生活スタイルが大きく変化している中、図書館は幼児から高齢者まで幅広い市民の皆様の学習や教育を支える場であるとともに、様々な情報を提供する地域の拠点としての役割を求められている。

図書館では生涯学習の拠点として、平成15年度から祝日開館を実施している。また、平成23年度からは児島図書館で、平成27年7月からは中央・水島・玉島図書館で、火曜日から土曜日と第1月曜日の開館時間を従来の10時から18時までを9時から19時までに延長するなど、利用者の利便性の向上を図っている。

平成16年3月には「倉敷市子ども読書活動推進計画」を策定し、以降、5年ごとに計画の見直しを行いつつ、子どもの読書を推進するための活動に取り組み、令和6年3月に第4次計画が終了した。今後は様々な情報メディアの発達・普及や生活環境等、子どもの読書環境の変化に留意しながら、「倉敷市第七次総合計画」及び「倉敷市教育振興基本計画2021-2030」に沿って、子どもの読書活動を推進する事業を計画し、図書館、家庭、地域、学校等における読書活動の支援に努めていく。

平成26年4月、高梁川流域連盟60周年記念事業として、高梁川流域7市3町で、利便性と文化向上のため、図書館相互利用サービスを開始した。新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市にお住まいの方は「広域利用者カード」が発行可能になり、倉敷市立中央・水島・児島・玉島・船穂・真備図書館に在庫の本と雑誌を5冊まで15日間貸出ができるようになった。平成27年9月からはさらなる利便性の向上を図るため、広域相互返却サービスを開始した。

真備図書館は、平成30年7月豪雨災害で被災し休館していたが、真備地区での移動図書館の運行、真備公民館内での仮設図書館を経て、令和3年1月30日に元の場所で再開館した。

① 図書館一覧

区 分	中央図書館	水島図書館	児島図書館	玉島図書館	船穂図書館	真備図書館
住 所	中央2-6-1	水島青葉町4-40	児島味野2-2-37	玉島1-2-37	船穂町船穂1702-1	真備町箭田47-1
T E L	086-425-6030	086-446-6918	086-472-4847	086-526-6011	086-552-9300	086-698-9393
面 積	(敷)10,469.26㎡ (延床)4,867.62㎡ (別棟延床分含む)	(敷)4,236.00㎡ (延床)1,394.72㎡	(敷)12,465.00㎡ (延床)3,088.92㎡ (共用部分含む)	(敷)4,120.05㎡ (延床)1,387.63㎡	(敷)2,989.90㎡ (延床)868.39㎡	(敷)11,330.00㎡ (延床)1,693.00㎡
建設年月	S58.11	S60.5	H23.10	S63.5	H12.7	H12.7
建設費	1,091,014千円	323,234千円	1,016,374千円	386,332千円	351,999千円	551,737千円
閲覧席	287席	171席	174席	148席	85席	87席
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建	鉄筋コンクリート造 平屋建（一部中2階）	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上4階建の1、2階部分	鉄筋コンクリート造 平屋建（一部中2階）	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建（3階一部塔屋）
施設の内容	(地下1階) 閉架書庫 (1階) 一般開架室 児童開架室 授乳室 子育て支援コーナー 闘病記コーナー 展示・新聞雑誌コーナー 対面朗読室 視聴覚コーナー (2階) 一般開架室 読書室 ビジネスコーナー (3階) 参考図書室 郷土資料コーナー 研修室 資料室 (4階) 事務室 館長室 応接室	一般図書コーナー 児童図書コーナー 新聞・雑誌コーナー 郷土資料コーナー 子育て支援コーナー ビジネスコーナー 読書室 研修室 授乳室 事務室 閉架書庫	(1階) 一般図書コーナー 児童図書コーナー 新聞・雑誌コーナー 子育て支援コーナー 闘病記コーナー 視聴覚コーナー 対面朗読室 授乳室 事務室 (2階) 一般開架室 郷土資料コーナー 児島コーナー ビジネスコーナー 閉架書庫 会議室 倉庫	一般図書コーナー 児童図書コーナー 郷土資料コーナー 新聞・雑誌コーナー 屋外読書コーナー 子育て支援コーナー 闘病記コーナー ビジネスコーナー 時代小説文庫コーナー 研修室 事務室 閉架書庫	(1階) 児童図書コーナー 閲覧コーナー 新聞・雑誌コーナー 特集・新刊図書コーナー 倉敷市行政資料コーナー 子育て支援コーナー 事務室 授乳室 (2階) 一般図書コーナー 郷土資料コーナー 農業コーナー 閉架書庫	(1階) 一般図書コーナー 児童図書コーナー 新聞・雑誌コーナー 郷土資料コーナー 視聴覚コーナー 横溝正史コーナー 農業コーナー 子育て支援コーナー 防災コーナー 対面朗読室 授乳室 閉架書庫 事務室 会議室 (2階) 学習室
開館時間	月～土曜日 午前9時～午後7時 日曜日 午前10時～午後6時				午前10時～午後6時 木曜日 午前10時～午後7時 (祝日の場合は午前10時～午後6時)	
休館日	1. 月曜日（中央・水島・児島・玉島は第1月曜日は開館） 2. 毎月最終金曜日（8月と12月は開館） 3. 特別整理期間（毎年14日以内） 4. 年末年始（12月29日～1月4日）					

② 利用状況

区分 館名	登録者数			貸出人数			貸出点数			入館者数		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
中央図書館				249,498	263,693	262,113	1,033,671	1,069,746	1,039,736	340,829	386,735	398,034
水島図書館				82,660	89,112	85,828	374,017	406,002	390,379	154,685	176,845	182,013
児島図書館				58,678	65,284	63,069	246,895	270,575	254,101	149,016	171,524	175,816
玉島図書館				78,934	83,458	82,998	360,516	369,254	364,142	173,554	163,262	152,695
船穂図書館				32,872	33,383	34,475	140,847	149,896	156,876	51,181	58,327	63,415
真備図書館				38,964	44,003	43,890	201,551	218,724	215,473	62,896	71,095	72,900
計	41,837	43,342	43,410	541,606	578,933	572,373	2,357,497	2,484,197	2,420,707	932,161	1,027,788	1,044,873

※真備図書館は令和3年1月30日に再開館。

③ 蔵書

区分 館名	郷土	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	カセットブック CDブック	大活 字本	点字 図書	録音 図書	漢籍 準漢籍	児童書	視聴覚	計
中央図書館	35,079	13,165	15,546	31,064	57,943	27,602	32,423	12,305	35,778	6,135	123,360	2,288	3,847	1,660	3,104	11,330	115,357	5,465	533,451
水島図書館	8,683	2,098	3,896	7,368	10,919	6,671	11,845	3,374	8,649	1,550	28,097	681	1,344	5	3	0	57,890	1,931	155,004
児島図書館	11,544	5,270	6,427	10,724	20,585	12,382	18,107	6,343	16,190	2,891	51,100	782	1,770	0	1	0	74,210	2,471	240,797
玉島図書館	10,500	2,805	4,257	8,246	13,052	8,195	11,442	3,633	9,366	1,591	39,047	394	755	0	0	2,014	54,781	1,922	172,000
船穂図書館	5,663	1,245	2,257	3,408	5,446	3,338	5,407	1,975	3,774	725	15,771	43	446	16	0	0	21,657	1,629	72,800
真備図書館	3,811	1,575	3,760	6,066	8,855	6,029	8,433	2,752	6,184	1,258	25,072	89	433	0	1	0	34,811	2,288	111,417
移動図書館	2,074	340	1,406	1,258	2,144	2,188	7,505	1,236	2,444	268	19,955	0	709	0	0	0	47,063	24	88,614
計	77,354	26,498	37,549	68,134	118,944	66,405	95,162	31,618	82,385	14,418	302,402	4,277	9,304	1,681	3,109	13,344	405,769	15,730	1,374,083

(6) 美術館 (TEL425-6034)

郷土にゆかりのある優れた作家の美術作品や資料などを収集、調査、管理するとともに、収集した美術作品・資料をテーマに沿って公開する企画展や国内外の優れた美術作品を鑑賞する機会を提供する特別展を行っている。

令和5年度は、絵画＝視覚芸術という限定を超えて見る者の感性に働きかけ、音楽や物語を感じさせる豊かな作品世界を展開する、斎藤真一、有元利夫、瓜南直子ら郷土ゆかりの作家の作品を紹介する「絵は奏で、物語るーはるかなる時空の旅人たちー」展を開催した。

美術にかかわる多様なテーマでの講演を行なう美術教養講座や、初心者を対象とした実技講座、展覧会での解説会などを開催し、幅広い層の方々に楽しみながら美術に触れる機会を提供している。

市内外の美術団体や個人の作品発表の場として展示室を、また美術や生涯学習に関する講演会や研究会などの会場として講堂や会議室を貸し出している。

玉島市民交流センターでは池田遙邨・坂田一男顕彰記念室を開設し、両作家の紹介を行っている。

インターネット上でホームページを開設し、収蔵作品や作家に関する情報や年間行事予定などを広く周知している。

- ・所在地 倉敷市中央2丁目6-1
- ・建築面積 2,324.72㎡
- ・延床面積 6,825.85㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建

主な施設

- 1階 第1展示室 (355.88㎡ 有効壁面総延長66.4m)、エントランスホール (524.93㎡)、喫茶室、ラウンジ
- 2階 第2展示室 (347.28㎡ 有効壁面総延長65.8m)、第3展示室 (356.88㎡ 有効壁面総延長83.43m)、展示コーナー (110.88㎡)、ロビー
- 3階 講堂 (固定席222)、第1会議室 (28人収容)、第2会議室 (68人収容)、池田遙邨コーナー、第1美術教室、第2美術教室、事務室、研究室、収蔵庫 (2室)

- ・収蔵品 日本画・洋画等12,009点 (R6年4月1日現在)
- ・利用状況

年度	区分	入館者数	展示事業		普及事業	貸館事業	開館日数
			有 料	無 料			
R 3		32,929	7,514	8,624	2,777	14,014	237
R 4		85,845	9,902	34,914	7,458	33,571	299
R 5		81,664	5,939	30,055	10,458	35,212	294

(7) 自然史博物館 (TEL425-6037)

「倉敷の自然とその背景」を大テーマとして、エントランスホールにはナウマンゾウの動刻をおき、「岡山県のなりたち」、「岡山県のいきもの」、「昆虫の世界」、「植物の世界」の小テーマごとに実物標本資料・レプリカ・ジオラマ・写真・イラスト・ビデオ等を用いて常設展示を行っている。

地域の自然についての調査研究及び資料の収集保管を図るとともに、自然観察会、講座、教室などを通じて自然に関する教育普及活動に力を注ぎ、自然に対する啓発に努めている。

平成5年度には、1階の一部を博物館に編入し、一部改造、展示増設を行った。平成14年度からは、4年計画で各展示室の展示更新に着手し、展示内容が大幅に充実、一新し、平成17年度に完了している。また、平成22年度より旧倉敷消防署大高出張所の跡地を引き受け、倉敷市立自然史博物館大高仮収蔵庫として使用開始し、収蔵容量不足を緩和した。令和5年度には、開館40周年を迎えた。

令和4年3月に策定した「倉敷市公共施設個別計画」で示された方針を受け、令和4年度にライフパーク倉敷のリニューアルと新自然史博物館整備について検討し、令和5年3月に「ライフパーク倉敷リニューアル及び新自然史博物館整備基本方針」を策定し、令和5年度からは基本計画の策定を進めている。

また平成4年設立の「友の会」活動は、博物館と協働し独自の企画や活発な事業展開をしている。

- ・所在地 倉敷市中央2丁目6-1
- ・建築面積 941.46㎡
- ・延床面積 3,072.28㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階1部4階建

主な施設

- 地階 講義室 (60人収容)、工作室、第2収蔵庫、倉庫、車庫
- 1階 エントランスホール・学習コーナー・受付・ミニ水族館
- 2階 第1展示室 (200.09㎡)、第2展示室 (256.83㎡)、第3展示室 (169.28㎡)、事務室
- 3階 第4展示室 (155.16㎡)、特別展示室 (69.96㎡)、研究室、第1収蔵庫、液浸標本収蔵庫、会議室、図書文献室、写真室、暗室

- ・所蔵資料 一次資料 (標本類) 約1,097,000点 二次資料 (図書・雑誌等) 61,612点 (R6年3月31日現在)
- ・利用状況

年度	区分	入館者数	観 覧 者		施設使用者	開館日数
			有 料	無 料		
R 3		24,322	6,760	11,272	6,290	209
R 4		46,867	14,339	23,625	8,903	305
R 5		41,444	10,574	20,317	10,553	305



## 10. 文化財保護

### (1) 事業

- ① 文化財の保護、保存と活用
- ② 倉敷川畔重要伝統的建造物群保存地区の修理修景
- ③ 伝統美観地区の修景補助
- ④ 倉敷市町並み保存地区の整備補助
- ⑤ 史跡等の環境整備

### (2) 文化財指定状況

(R5年3月31日現在)

区分	指 定											選 定		登 録	計		
	有 形 文 化 財							記 念 物			無 形 文 化 財	民 俗 文 化 財		文 化 的 景 観		保 存 地 区	( 登 録 有 形 建 造 物 )
	建 造 物	美 術 工 芸 品						史 跡	名 勝	天 然 記 念 物		有 形 民 俗 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財				
		建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	古 典 書 籍 跡	考 古				歴 史 料						
国	10	7	3	1	0	5	0	2	1	1	0	0	0	0	1	22	53
県	12	1	7	11	2	3	1	9	1	1	0	0	1				49
市	10	9	7	12	5	8	3	21	0	5	0	3	1				84
計	32	17	17	24	7	16	4	32	2	7	0	3	2	0	1	22	186

### (3) 倉敷川畔伝統的建造物群保存地区

美観地区の名で親しまれているこの地区は、倉敷川を中心に江戸時代商家群の面影をよく残しており、全国的にも貴重な地区として位置づけられている。この文化遺産を後世に残すべく、本市としては昭和43年に伝統美観保存条例を設定し、独自に町並み保存に取り組んできた。その後、昭和50年には文化財保護法が一部改正され、国レベルにおいても、伝統的な町並みを文化財として保存していこうとする取り組みが制度化された。

本市もこれを受けて一層の保存の実をあげるため、昭和53年に伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、昭和54年には美観地区20.7ヘクタールの内、13.5ヘクタールが重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けた。

また、平成10年には地区の一部拡大がなされ、現在では、本町、東町、阿知2丁目、中央1丁目にまたがる15ヘクタールの区域が重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けている。

この地区では、伝統的な意匠が受け継がれている282棟を伝統的建造物として特定しており、外観部分の修理に際しては、工事費の8割、800万円を限度として、また、その他の建造物については、町並みに適合した改修を行うこととして、外観部分の工事費の7割、500万円を限度として補助金を交付できることとしている。

なお、平成12年には建築基準法に基づく条例として、「倉敷市美観地区景観条例」を制定し、景観保全に取り組んできた。その後、このような自治体の取り組みを支援するため、また、経済社会の成熟化に伴う国民の価値観の変化等に対応するために、良好な景観を形成するための法的な仕組みとして平成16年に景観法が制定された。倉敷市は、法の全面施行にあわせ、当該条例を全部改正し、更なる景観保全に取り組んでいる。

伝統的建造物群保存修理修景状況

(単位：円)

年 度	区 分	国 費	県 費	市 費	件 数	計
R3	修 理	17,985,000	500,000	17,485,000	6	35,970,000
	修 景	0	0	0	0	0
R4	修 理	19,721,000	500,000	19,221,000	6	39,442,000
	修 景	0	0	0	0	0
R5	修 理	21,873,000	500,000	21,374,000	6	43,747,000
	修 景	0	0	0	0	0

### (4) 倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例

倉敷市民全体の誇りであり、共通の文化的遺産である倉敷川畔伝統的建造物群保存地区の景観保存措置の一環としてこの背景を保全するとともに貴重な伝統的景観を後世に継承していくことを目的として、平成2年6月に制定された条例である。

その要旨は伝統的建造物群保存地区に隣接した一定地区を背景地区として指定し、その地区内で高さが13mを超えて建築物等の新築・増築・修繕・模様替えを行う場合に、協議・同意を求めるというものである。

同意の基準としては、視覚に入らないものであること、又は、視覚に入るが著しく背景を損なうものでないことが条件となっている。この条例の特徴的なことは、同意に必要な条件を付すことに対し、損失の補償及び買取り等の条項を設け、その実効性を高めていることである。

(5) 倉敷市町並み保存地区（下津井・玉島）

町並み保存事業は、地域固有の歴史や風土に生まれ、その個性的景観を伝える美しい町並みを後世に伝え、その保存・活用を図ろうとするものである。

江戸期より内海航路と北前船により繁栄した下津井や玉島の町並みには、優れた歴史的景観が残されている。その保存にむけ、昭和61年11月、平成7年9月に下津井地区及び玉島地区がそれぞれ県の町並み保存地区の指定を受け、修理修景に際し、外観部分の工事費の5割、400万円を限度とする補助事業を行っている。

町並み保存修理状況

年度	件数	市補助金額
R3	0	0
R4	2	8,000,000
R5	0	0

(6) 倉敷市歴史民俗資料館（昭和56年6月29日開館 TEL 422-7239）

この建物は、大正4年10月に倉敷幼稚園（創立明治29年）の園舎として竣工し、昭和51年8月に解体されるまでの60年余り使用された。

落着いた玄関の構え、曲線美を取り入れた廊下の垂れ壁、美しい8弁花模様の天井をもつ遊戯室、ドイツヘルメット状の棟飾り、玄関棟瓦に取りつけられたユーモラスで楽しい雰囲気「きんちゃく」など、洋風建築をしのばせる園舎として有名であった。特に八角形の遊戯室は、内部に支柱を使わず機能性を追及したものとして、現存するものでは全国唯一の特色ある建築様式を誇っている。さらに保育室と廊下を前面に、遊戯室を後方に配置することによって動線の短縮や静と動の分離を図るなど、保育方法の改善を物語るものとして幼児教育史上にも貴重な建物である。

正面のさくらの校章から「さくら幼稚園」の愛称で親しまれ、解体にあたっては保存を望む声が多く、倉敷市としても市庁舎東に「倉敷市歴史民俗資料館」として残すことになり、国や県の補助を得て昭和56年3月31日に復元され教育関係資料等を展示している。

- ・所在地 倉敷市西中新田669番地
- ・構造 木造平屋建（延）307㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時  
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 675人 R4年度 1,063人 R5年度 1,101人
- ・指定管理者 公益社団法人倉敷市シルバー人材センター

(7) 倉敷市福田歴史民俗資料館（昭和62年4月25日開館 TEL 455-9253）

この建物は、農具関係資料を中心にして郷土資料を展示し、市民の利用に供し調査研究等に資するため、元福田出張所跡地に開館した。

- ・所在地 倉敷市福田町古新田1209番地1
- ・構造 木造平屋建（延）97.47㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時  
（休館日…毎週月・木・金曜日（月・木・金曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 97人 R4年度 214人 R5年度 75人
- ・指定管理者 倉敷市福田歴史民俗資料館管理委員会

(8) 倉敷市立磯崎眠亀記念館（昭和63年4月20日開館 TEL428-8515）

この建物は、花菰の製造技術の改良に努め「錦菰菰」を発明した磯崎眠亀（1834～1908）の功績を記念し、同氏が使用していた建物を修復復元したものである。館内には復元織機をはじめ花菰生産に関する資料や同氏の業績を伝える資料が展示されている。

- ・所在地 倉敷市茶屋町195番地
- ・構造 木造2階建（延）260.14㎡
- ・開館時間 午前9時～午後4時30分  
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 1,008人 R4年度 1,120人 R5年度 1,258人
- ・指定管理者 磯崎眠亀顕彰会

(9) 倉敷市真備ふるさと歴史館（平成6年7月3日開館 TEL 698-8433）

この建物は、岡田藩等に関する歴史資料の収集・保管・解説をして一般公開を行うことにより、市民の教養及び文化の向上に寄与するために開館した。

- ・所在地 倉敷市真備町岡田610番地
- ・構造 鉄骨造平屋建（延）212.51㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時  
（休館日…毎週月・木・金曜日、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 1,167人 R4年度 1,711人 R5年度 1,792人
- ・指定管理者 岡田藩史研究会

(10) 倉敷市旧袖木家住宅（西爽亭）（平成10年11月4日開館 TEL 522-0151）

この建物は、江戸時代中期の庄屋建築の遺構を残す西爽亭と呼ばれる公開施設と、学習会や諸集会等に使用できる会議室・和室を備えた生涯学習施設から成り、平成10年11月に開館した。

- ・所在地 倉敷市玉島3丁目8-25
- ・構造 木造2階建（延）490㎡
- ・開館時間 午前9時～午後5時  
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 3,420人 R4年度 7,585人 R5年度 8,335人
- ・指定管理者 玉島商工会議所

(11) 倉敷市まきび記念館（昭和63年11月3日開館 TEL 698-7612）

この建物は、吉備真備の功績を記念し、関係資料の収集・保管・一般公開を行うことにより、市民の教養及び文化の向上に寄与するために開館した。

- ・所在地 倉敷市真備町箭田3652番地1
- ・構造 鉄骨造平屋建（延）237.70㎡
- ・開館時間 午前10時～午後4時  
（休館日…毎週月曜日（月曜日が休日の場合は次の休日でない日）、年末年始）
- ・入館者数 R3年度 2,244人 R4年度 2,917人 R5年度 3,046人
- ・指定管理者 倉敷まきび公園管理運営組合

## 1.1. ライフパーク倉敷

### ・目的

情報化、国際化、高齢化社会への進展及び余暇時間の増大など社会の変化に伴い、高度化、多様化する市民の学習要望に対応するため、様々な学習機能を持つ生涯学習推進のための中核施設を整備した。

### ・建築概要

所在地 倉敷市福田町古新田940番地

開館 平成5年4月24日

建設年月日 着工 平成2年12月22日

完工 平成4年8月31日

総事業費 10,345,606千円（平成元年度～5年度）

・形態：複合施設 本館（市民学習センター、教育ICT推進課、教育センター、科学センター）  
別館（埋蔵文化財センター）

平成25年8月、敷地内に旧倉敷天文台スライディングルーフ観測室を移築

平成31年3月、科学センタープラネタリウムをリニューアル

・面積：建築面積 10,316㎡ 敷地面積 53,117㎡

延床面積 15,049㎡

・構造：鉄筋コンクリート造2階建（一部3階建）

### ①ライフパーク倉敷利用状況

平成25年9月22日、開館20周年で入館者1,000万人を達成。

ライフパーク倉敷 入館者数

（単位：人）

	R3	R4	R5
教育ICT推進課	966	1,073	1,913
教育センター	5,882	7,609	7,480
埋蔵文化財センター	4,816	6,036	6,351
市民学習センター	43,174	89,421	98,910
図書室	64,377	72,108	78,356
科学センター	65,031	123,792	160,488
計	184,246	300,039	353,498

### (1) 市民学習センター（TEL454-0011）

市民学習センターでは、中央公民館として、講座等の開催や学習情報の提供、研修・集会のための施設提供を行い、一人一人が生涯を通して行う学びを支援するとともに、その学びによる地域活性化を推進していくため、次の事業を行う。

① 市民の生涯学習を支援する拠点施設として、市民の多様な学習ニーズに対応した講座の開催や地域社会が抱えるさまざまな問題（子育て、健康、環境、地域活性化など）の解決へのきっかけとなるような学習機会を提供する。

ア 人権・平和・多文化共生……人権問題の理解、男女共同参画、国際平和・異文化理解、多文化共生社会の実現、語学の習得に関するものなど

イ 健康・福祉……市民の健康づくりに関するもの、高齢者、障がい者等への理解と社会参加の促進、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ボランティア活動の推進に関するものなど

- ウ 子ども……子育て支援、親育ち支援、体験学習、読み聞かせ、異世代との交流、子どもをとりまく問題の解決に関するものなど
  - エ 環境……地球環境問題の理解、リサイクル、省エネルギーの推進に関するものなど
  - オ 防災・防火・防犯・交通安全……防災、防火、防犯、交通安全に対する意識の普及と啓発に関するものなど
  - カ 地域活性化・地域の結びつき……地域の活性化、地産地消の推進、地域の伝統・文化の承継、地域住民の交流の促進に関するものなど
  - キ 情報化……情報端末、インターネットその他ICTに関する基本的な知識・能力の習得に関するものなど
  - ク 一般教養……趣味や生きがいづくりにつながるもの、生涯学習のきっかけづくりとなるものなど
- ② 誰でも利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努め、施設滞在時間を気持ちよくすごしていただけるよう施設全体の環境美化に努める。
- ③ 図書・雑誌・視聴覚資料等を収集・保存し、市民の利用に供するほか、子どもの読書活動推進のための取り組みとして、子ども向けの各種イベントを開催する。
- ④ 人権教育・啓発を進める。
- ア 人権教育推進事業……○人権教育講演会の開催
    - 講演会等への参加者数増加の促進
  - イ 人権学習推進事業……○地域ふれあい活動の充実
    - 講演会、研修の充実
    - 地域の人権問題解決に向けての取り組み
- ⑤ 社会教育関係団体の支援を行う。
- ア 子ども会
    - 倉敷市子ども会連合会……加入団体数76団体、加入者数3,532人
  - イ 婦人団体（倉敷市婦人協議会）
    - 地区婦人協議会……3団体（倉敷・児島・真備）
    - 単位婦人協議会……11団体（会員数795人）

使用時間 使用場所			基本使用料						備考
			午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	2,090	3,520	4,290	5,610	7,810	9,900	控え室を含む。
		入場料等を徴収する場合	3,080	5,280	6,600	8,360	11,880	14,960	
	本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	4,070	7,040	8,580	11,110	15,620	19,690	
		入場料等を徴収する場合	5,060	8,800	10,890	13,860	19,690	24,750	
中ホール			880	1,430	1,760	2,310	3,190	4,070	
視聴覚ホール			880	1,430	1,760	2,310	3,190	4,070	
茶華道室			1,430	1,760	1,980	3,190	3,740	5,170	2室に分けて使用する場合は半額。
クラフト室			1,320	1,650	1,980	2,090	2,640	3,300	
生活科学室			1,320	1,650	1,980	2,090	2,640	3,300	
調理実習室			1,320	1,650	1,980	2,090	2,640	3,300	
軽トレーニング室			1人1回につき 220						
第1会議室(1)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第1会議室(2)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第2和室会議室(1)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第2和室会議室(2)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第3会議室(1)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第3会議室(2)			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第4会議室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
第5会議室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
音楽練習室			1,320	1,650	1,980	2,970	3,630	4,950	
器楽練習室			880	1,430	1,760	2,310	3,190	4,070	

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。
  - (1) 大ホール 1,320円
  - (2) 中ホール、視聴覚ホール 550円
  - (3) その他 165円
- 2 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。
- 3 調理実習室、クラフト室及び生活科学室のガスの使用の場合は、1室1回につき440円を加算する。
- 4 金額には消費税及び地方消費税を含む。

・付属設備使用料

(単位：円)

附属設備名	数量	基本使用料			備 考
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
グランドピアノ	1	1,320	1,320	1,320	大ホール・音楽 練習室
ピアノ	1	1,100	1,100	1,100	器楽練習室
映写機	1	1,320	1,320	1,320	
拡声装置	一式	660	660	660	
ワイヤレスマイク	一式	330	330	330	
照明装置	一式	3,520	3,520	3,520	大ホール

金額には消費税及び地方消費税を含む。

受付期間 大ホール：使用日の1年前から、中ホール・視聴覚ホール：使用日の6カ月前から

その他：使用日の2カ月前から

・利用・講座実施状況（令和5年度）

① 利用状況

室 名	開館 日数	使用団体		内 訳												摘 要
		延団体数	延人数	主催・共催事業		市行政・市教委		社会教育関係団体		町内会等		市教委が認めた団体		有料団体		
大ホール	280	282	36,126	56	5,843	130	19,362	6	682	4	650	54	4,135	32	5,454	
中ホール		355	14,452	79	2,401	150	7,489	6	380	1	50	25	1,680	94	2,452	
視聴覚ホール		308	13,158	38	1,039	146	7,189	8	240	0	0	41	1,847	75	2,843	
第1会議室		426	7,222	40	331	253	4,808	19	230	4	35	40	630	70	1,188	
第2会議室		191	1,500	24	83	74	223	0	0	0	0	23	180	70	1,014	
第3会議室		406	4,015	36	164	227	2,253	4	0	0	0	48	509	91	1,089	
第4会議室		189	1,730	19	132	98	770	2	40	1	20	42	445	27	323	
第5会議室		187	1,707	20	127	79	584	2	0	3	25	26	276	57	695	
茶華道室		110	1,290	33	297	36	586	4	62	0	0	12	190	25	155	
調理実習室		83	926	38	317	14	134	0	0	0	0	3	56	28	419	
生活科学室		108	980	44	287	44	424	0	0	0	0	7	94	13	175	
クラブト室		88	1,298	40	159	34	561	1	0	2	36	7	92	4	450	
音楽練習室		169	4,386	17	327	58	2,390	2	50	1	50	87	1,249	4	320	
器楽練習室		122	762	14	28	46	396	0	0	0	0	42	154	20	184	
その他		145	1,343	101	973	26	219	18	151	0	0	0	0	0	0	
軽トレーニング室	0	6,442	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,895	0	547		
ライバーの集い	0	1,325	0	1,325	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計	280	3,169	98,662	599	13,833	1,415	47,388	72	1,835	16	866	457	17,432	610	17,308	

② 講座実施状況

令和5年度	講座数	125 講座	受講者数	4,874 人
講座名 (一部抜粋)	くらしき市民講座「今日から使えるスマホのLINE活用術」			
	くらしき市民講座「地域特産品の畳縁を使ったしめ縄リース作り」			
	講演会「勉強だけじゃない！非認知能力を上手に伸ばす子育て」			
	サンデー倶楽部「キラキラ食べられる宝石☆琥珀糖」			
	ランチタイムコンサート～マリンバの多彩な音色を響かせて～			
ライフパーク倉敷開館30周年記念「こどもシアタースペシャル」				

① 動画配信サイト「倉敷e公民館」の運営状況

令和5年度	動画数	27 本	再生回数	21,517 回
タイトル (一部抜粋)	ゆる文字アート講座～絵を描くように字を書こう～			
	くらしき市民講座「歴史資料講座 近代倉敷の感染症対策」			

・図書室

① 事業内容

ア 貸出し

(ア) 図書・雑誌

個人 1人20冊まで、15日以内。団体 冊数制限なし、30日以内。

(イ) 視聴覚（ビデオテープ/DVD/CD）

個人 1人あわせて4点まで、15日以内。団体へは貸出ししない。

ビデオテープ・DVDについては、著作権の許諾を受けているものを貸出する。

イ リクエストサービス

読みたい本が見つからない場合、予約をすることができる。未所蔵の場合は、購入または他の図書館から借用して提供する。

ウ 複写サービス

著作権法の認める範囲内で実施。（有料白黒 1部10円）

エ レファレンスサービス

日常生活などで生じる疑問や調査研究に必要な事項について、図書館資料をもって援助する。

② 所蔵数（令和6年3月31日現在）

図 書	61,130冊
視 聴 覚	763点
雑誌（受入タイトル数）	117誌
新 聞	6紙



③ 利用統計（令和5年度）

入館者数	78,356人	リクエストサービス	6,664件	
貸出人数	26,179人	うち利用者用検索機（OPAC）でのリクエスト数	1,803件	
貸出数	一般書	55,580冊	レファレンスサービス	347件
	児童書	59,431冊	コピーサービス	409枚
	視聴覚	1,256点	館内インターネット端末利用	390件
	合計	116,267点	開館日数	293日

④ 行事一覧（令和5年度）

行事等	参加者数
おはなシタイム、ストーリーテリングの会等 266回開催	1,777人
図書館見学（2校）、職場体験（5校）	244人

(2) 教育ICT推進課（TEL454-0080）

① 施策・事業計画

ア 教育委員会の情報化にかかる企画調整

学校教育における情報教育とICTを活用した授業等の充実を図り、生涯学習における情報メディアを活用した学習活動の支援を図るために、情報化推進にかかる調査・研究を行う。さらに、教育委員会のICT活用環境の整備と安定した運用ができるように、関係部署間で調整をしながら、情報化推進にかかる事業を計画的に実施する。また、国の目指す「Society5.0」の実現に向けて、ICTを効果的に活用できる資質・能力を身に付けさせることを目的として、「GIGAスクール構想」により整備された1人1台端末を活用した授業等の充実に取り組む。

イ 教育委員会が活用するネットワークの運用及び関連機器等の維持管理

(ア) 教育委員会が運用する各システムとネットワーク及びサーバ機の整備と充実

次の各システムの機能及び基幹サーバやネットワーク機器について、安定した運用ができるように努める。また、ネットワーク監視機能を活用することにより、ネットワークの安定稼働を維持し、迅速な障害対応を実施する。

- ・倉敷教育ネット
- ・保護者連絡システム
- ・学校園事務ネットワークシステム（統合型校務支援システム）
- ・校務ネットワーク
- ・図書館システム（公共図書館及び学校図書館）

(イ) ハードウェア、ネットワーク及び各システムの保守体制の充実

各種コンピュータのリモート監視環境を整備し、問い合わせ対応や障害対応等を行っている。また、学校の適切なICT環境整備のために職員が各学校を訪問し、機器設置等のサポートを行っている。さらには各システムの基幹サーバやネットワーク機器、LAN環境等の保守管理については業務委託を行い、また人的支援としては情報政策室と連携し、各施設でのICT機器等の故障・障害時にヘルプデスクが訪問するなど、日常的にトラブルや問い合わせへの対応を行っている。

ウ ICT教育の推進

(ア) 研修及び授業支援の実施

ICT教育推進のための研修会や各システムの操作研修会の開催、学校訪問や希望者を対象にソフトウェアの活用研修を行うなど、教員の指導力の向上及び職員の業務支援を図る。

(イ) 学校ICT支援員の派遣

児童生徒の「情報活用能力の育成」のために、教員が教育用ソフトウェアやICT機器等を活用した授業をする際の支援及び教員の情報セキュリティ意識の向上を図るための研修などを目的に、ICTの専門的知識を有した人員を学校へ派遣する。

エ 教育委員会のICT環境の整備

教育委員会で整備しているソフトウェアやデジタルコンテンツ及びICT機器を計画的に更新し、情報化推進を図る。

オ 「GIGAスクール構想」に対応したICT環境の運用支援体制の充実

児童生徒が1人1台端末を積極的に活用できるよう、端末の障害・修理に関することや、ソフトウェアの操作方法の問い合わせへの対応など、運用支援体制の充実を図る。

(3) 教育センター (TEL454-0400) (令和6年度)

学校教育充実のための教員研修、不登校児童生徒への適応指導、教育相談、教育情報の収集及び提供、学校教育に関する調査研究等の事業を行い、倉敷市における教育の振興・充実を図る。

① 教員研修

- ・多様化する学校教育の現状から、教員の資質の向上を図るため、キャリアステージに応じて初任者研修をはじめとする経験年数別研修や個々のニーズに応じた課題別研修等を実施する。
- ・教員及び保護者を対象にした不登校や特別支援教育に関する各種研修会や講演会を実施する。

	講 座 名			講 座 名	
	講 座 名	回 数		講 座 名	回 数
悉 皆 研 修	初任者研修	15	希 望 研 修  そ の 他	学校事務職員研修	1
	2年目研修	3		学校事務職員スキルアップ研修	5
	3年目研修	3		教科教育基礎研修	6
	中堅教諭資質向上研修	10		教育のユニバーサルデザイン研修	5
	16年目研修	3		特別支援学級スキルアップ研修	3
	新任教務主任研修	3		発達検査研修	1
	特別支援教育新任担当教員研修	4		学校カウンセリング研修	1
	新任特別支援教育コーディネーター研修	3		子どもの発達を考える会	1
	通級指導教室担当教員研修	1		生徒指導研修	1
	生活支援員研修	1		学校・家庭・地域の連携促進事業関係者等 研修（生涯学習課との共催）	1
	新任講師研修	2		不登校がテーマの座談会 (かけはし)	20
	2年目・3年目講師研修	2		特別支援教育がテーマの座談会 (とらいあぐる)	11
	幼稚園助教諭研修	3			
	幼児教育研修（幼児教育講演会） （幼稚園長研修）（幼稚園教諭・助教諭研修） （幼稚園副園長・代表教諭研修）	4			

② 適応指導

- ・「倉敷ふれあい教室」に通室する児童生徒に対する適応指導（実地指導、教育相談）を対面及びオンラインで行う。
- ・不登校に関する講演会や保護者との懇談会を行う。

③ 教育相談

- 以下の内容に関する悩みを対象とした教育相談を行う。
- ・集団適応、学業、性格、進路等の悩みについての相談を行う。
  - ・育児、就園、就学、幼児教育等の悩みについての相談を行う。
  - ・特別支援教育に関する相談を行う。

④ 教育情報の収集及び提供

- ・幼児教育や小・中学校教育、特別支援教育等に関する情報、資料の収集及び提供を行う。
- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各種教科書の展示及び閲覧への供与を行う。

⑤ 調査研究

- ・教育及び適応指導等における調査研究を行う。

(4) 科学センター (TEL454-0300)

科学に関する展示等によって、体験を通じ科学する心を養うとともに、宇宙・天体の理科学習を補完し、学習の動機づけを図るため、次のような事業を行う。

① 事業内容

- ・科学に係る資料及び装置の展示に関すること。
  - ・プラネタリウム及び全天周映画の投映に関すること。
  - ・科学に係る図書その他の資料等の収集、配布及び提供に関すること。
  - ・科学及び天文に係る実習、実験及び講習会等の開催に関すること。
  - ・科学センターが収集し、又は展示する資料、装置等に係る調査研究及び他機関との協力に関すること。
- ② 観覧料

・科学展示室

区 分	個人	団体
おとな	410円	330円
高校生	100円	80円
こども	100円	80円

- ・こども（小・中学生） ・団体（20人以上）
- ・団体で観覧する場合は事前予約要

・宇宙劇場（定員165人）

区 分		個人	団体
プラネタリウム	おとな	500円	400円
	高校生	350円	280円
	こども	250円	200円
全 天 周 映 画	おとな	500円	400円
	高校生	350円	280円
	こども	250円	200円

③ 宇宙劇場上映開始時刻

時 刻	10：00	11：10	12：20	13：10	15：10	16：20
火～金曜日	学習投映	学習投映	/	学習投映	全天周映画	プラネタリウム
時 刻	10：30	11：40	12：50	14：00	15：10	16：20
土・日曜・祝日 春・夏・冬休み	全天周映画	プラネタリウム	全天周映画	プラネタリウム	全天周映画	プラネタリウム

- ※学習投映……………保育園・幼稚園・小学校・中学校の観覧希望に応じて実施。事前相談要。
- ※プラネタリウム……季節の星座や宇宙の話題を紹介。
- ※全天周映画……………ドームスクリーンに臨場感あふれる大型映像を投映。

④ 真備天体観測施設（たけのこ天文台）

開 館 日	毎週土曜日と教育委員会が必要と認めるとき（年末年始を除く）
開 館 時 間	19：00～22：00（5～8月は20：00～22：00）
使 用 料	無料

(5) 埋蔵文化財センター（TEL454-0600）

倉敷における埋蔵文化財の保護・保存を図るための拠点施設として、開発に伴う遺跡の保存協議や発掘調査を行っている。また、遺跡見学会や歴史に関する講座の開催など、教育普及事業にも力を入れている。

① 事業内容

- ・埋蔵文化財の保護・保存に関すること。
- ・埋蔵文化財の調査、研究及び活用に関すること。
- ・埋蔵文化財に係る資料の収集、整理及び保存に関すること。
- ・埋蔵文化財に係る知識の普及及び啓発に関すること。

② 開館時間 午前9時～午後5時15分

（休館日…毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその次の平日）、年末年始）

③ 入館料 無料

④ 利用者数 令和3年度 4,822人 令和4年度 6,036人 令和5年度 6,351人

（主催事業・出前講座含む）

⑤ 主催事業 春の遺跡見学会、考古学体験講座、秋の考古学講座、山城探訪

(6) 公民館

公民館では、地域にもっとも身近な生涯学習施設として、地域の特性に応じた講座の実施や学習情報の提供、研修・集会のための施設提供を行い、一人一人が生涯を通して行う学びを支援するとともに、その学びによる地域の活性化を推進していくため、次の事業を行う。

① 地域の生涯学習を支援する拠点施設として、地域の学習ニーズに対応した講座の開催や地域社会が抱えるさまざまな問題（子育て、健康、環境、地域活性化など）の解決へのきっかけとなるような学習機会を提供する。

また、年1回秋を中心に公民館祭を開催し、公民館で活動しているグループ等の学習成果の発表の場を提供する。

② 公民館グループの指導育成

③ 誰でも利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮した施設整備に努め、施設滞在時間を気持ちよくすごしていただけるよう会議室をはじめ、施設全体の環境美化に努める。

④ 人権教育・啓発を進める。

- ア 人権教育推進事業
  - ・人権教育講演会の開催
  - ・講演会等への参加者数増加の促進
- イ 人権学習推進事業
  - ・地域ふれあい活動の充実
  - ・講演会、研修の充実
  - ・地域の人権問題解決に向けての取り組み

⑤ 社会教育関係団体の支援を行う。

・施設一覧

(R6年4月1日現在)

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
1	倉敷公民館	本町 2-21 TEL 086-423-2135	鉄筋コンクリート 地下1階 地上3階	(敷) 2,115.89 (建) 735.98 (延) 2,112.98	S 42.4.1 S 44.10.3 (新築開館)	大ホール 1 会議室 4 調理実習室 1 和室 1 展示室 1 音楽図書室 1 談話室 1
2	倉敷東公民館	浜町 2-2-30 TEL 086-425-7774	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 815.80 (建) 401.40 (延) 401.40	S 62.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
3	向山分館	向山 1837-2 TEL 086-424-8555	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 469.11 (建) 104.24 (延) 208.49	S 46.4.1 (61年度 改築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
4	倉敷西公民館	八王寺町 199-3 TEL 086-424-3610	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 948.90 (建) 276.60 (延) 500.00	S 59.4.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
5	倉敷南公民館	沖新町 68-1 TEL 086-426-0240	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,065.76 (建) 261.29 (延) 500.10	S 58.5.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
6	倉敷北公民館	中庄 1895-1 TEL 086-462-3022	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 797.43 (建) 261.29 (延) 500.10	S 58.5.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
7	徳芳分館	徳芳 226-1 TEL 086-462-4392	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 838.00 (建) 241.68 (延) 420.68	S 50.4.1 (53年度 増築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
8	多津美公民館	加須山 503-7 TEL 086-428-6541	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 761.73 (建) 283.75 (延) 500.00	S 57.5.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
9	羽島分館	羽島 549-5 TEL 086-423-1845	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 371.79 (建) 90.00 (延) 180.00	S 49.4.1	会議室 1 調理室 1 和室 1

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
10	新田公民館	新田 2723-3 TEL 086-427-6354	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,201.65 (建) 409.23 (延) 409.23	H元. 4. 1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
11	新田北分館	新田 1356-9 TEL 086-421-2120	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,001.00 (建) 133.77 (延) 206.17	S 53. 4. 1	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
12	庄公民館	上東 736-1 TEL 086-462-5151	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,995.08 (建) 653.64 (延) 653.64	S 38. 1. 1 S 63. 5. 25 (新築開館)	大会議室 1 会議室 2 調理実習室 1 和室 1 工作室 1 図書室 1
13	庄東分館	日畑 1134-1 TEL 086-462-4898	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 477.79 (建) 102.89 (延) 200.89	S 57. 4. 1	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
14	茶屋町公民館	茶屋町 1604-4 TEL 086-428-1315	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 2,427.00 (建) 693.48 (延) 954.18	H 8. 4. 1	大会議室 1 会議室 2 調理実習室 1 和室 1 工作室 1 実技練習室 1 図書コーナー 1
15	西阿知公民館	西阿知町 1122-2 TEL 086-465-0836	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,165.45 (建) 385.92 (延) 589.84	S 54. 4. 1 (平成 25 年度 増築)	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 展示室 1 市民サビ`コーナー 1
16	水島公民館	水島北幸町 1-2 TEL 086-444-2541	鉄筋コンクリート 3階建	(敷) 2,495.27 (建) 804.00 (延) 1,863.00	S 28. 6. 1 S 49. 5. 17 (新築開館)	大ホール 1 会議室 4 調理実習室 1 和室 1 展示室 1 工作室 1 音楽室 1
17	亀島分館	水島北亀島町 1898-6 TEL 086-445-0015	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 937.40 (建) 129.20 (延) 237.52	S 50. 4. 1 (58 年度 増築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
18	福田公民館	福田町古新田 274-21 TEL 086-454-0148	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,782.31 (建) 414.20 (延) 414.20	H 4. 5. 1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
19	浦田分館	福田町浦田 2285-1 TEL 086-455-5637	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 2,832.71 (建) 121.04 (延) 232.82	S 57. 4. 1 (62 年度 増築)	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
20	福田南公民館	東塚 5-5-35 TEL 086-456-2467	鉄筋コンクリート 3階建	(敷) 2,092.17 (建) 363.60 (延) 1,050.00	S 52. 4. 26	大会議室 1 会議室 5 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 市民サビ`コーナー 1
21	連島公民館	連島町西之浦 497-1 TEL 086-448-0655	鉄筋コンクリート 3階建	(敷) 1,509.61 (建) 363.60 (延) 1,050.00	S 50. 4. 1	大会議室 1 会議室 5 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 市民サビ`コーナー 1

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
22	連島南公民館	連島町鶴新田 980-1 TEL 086-448-9631	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,152.13 (建) 479.14 (延) 479.14	H2.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
23	児島公民館	児島味野 2-2-38 TEL 086-472-7423	児島市民交流センター内		S37.10.1 H23.10.1 (児島市民交流センター内に入館)	
24	赤崎分館	児島赤崎 2-8-2 TEL 086-472-9009	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 563.45 (建) 157.41 (延) 356.70	S42.4.1 S56.4.1 (新築開館)	調理実習室 1 和室 1 図書室 1 多目的ホール 1
25	大島分館	大島 1-1-34	鉄骨ブロック 2階建	(敷) 195.94 (建) 99.00 (延) 198.00	S42.4.1	集会所 1 和室 1
26	稗田分館	児島稗田町 481 TEL 086-472-6598	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 292.12 (建) 115.60 (延) 185.00	S48.4.1	会議室 1 調理室 1 和室 1
27	下津井公民館	下津井 2-815-1 先 TEL 086-479-8633	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,064.95 (建) 403.20 (延) 403.20	S60.4.1	市民サービスコーナー 1 大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
28	本荘公民館	児島塩生 1959-3 TEL 086-475-2202	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 981.66 (建) 325.70 (延) 477.50	S53.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
29	琴浦公民館	児島下の町 9-2-27 TEL 086-473-0080	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造 平家建	(敷) 1,997.01 (建) 693.34 (延) 670.62	S47.6.1 R3.4.1 (建替)	会議室 3 和室 1 工作室 1 陶芸窯室 1 調理実習室 1 図書コーナー 1
30	唐琴公民館	児島唐琴 4-5-20 TEL 086-477-7977	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,256.97 (建) 403.20 (延) 403.20	S61.4.1	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
31	郷内公民館	林 2008-1 TEL 086-485-4164	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 2,993.19 (建) 681.64 (延) 642.36	S55.4.1 H23.4.5 (新築移転)	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 市民サービスコーナー 1
32	玉島公民館	玉島阿賀崎 1-10-1 TEL 086-526-7625	玉島市民交流センター内		S36.4.1 H24.4.1 (玉島市民交流センター内に入館)	
33	長尾分館	玉島長尾 2617-3 TEL 086-526-8458	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,988.18 (建) 366.11 (延) 366.11	S42.4.1 H22.4.1 (旧長尾小学校特別教室から改築移転)	会議室 1 調理室 1 和室 1 書庫 1
34	玉島東公民館	玉島乙島 6897-2 TEL 086-526-7726	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 1,684.19 (建) 483.02 (延) 483.02	H13.8.1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書コーナー 1

	館名	所在地	構造	面積 (㎡)	設置年月日	建物使用区分
35	玉島西公民館	玉島柏島 7038-6 TEL 086-528-2713	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 381.12 (建) 257.01 (延) 500.01	S 59. 6. 1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
36	玉島北公民館	玉島八島 1773-10 TEL 086-526-5315	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,616.18 (建) 427.43 (延) 718.43	S 57. 5. 1	大会議室 1 会議室 2 調理実習室 1 和室 2 工作室 1 図書室 1
37	玉島黒崎公民館	玉島黒崎 5549-6 TEL 086-528-3143	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,593.21 (建) 258.85 (延) 500.00	S 56. 4. 1	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
38	船穂公民館	船穂町船穂 1697 TEL 086-552-2600	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 5,443.00 (建) 1,603.45 (延) 2,463.68	S 57. 7. 1	大ホール 1 研修室 1 実習室 3 会議室 2 調理実習室 1 和室 2 団体会議室 1
39	船穂北分館	船穂町船穂 4427-3 TEL 086-552-3585	鉄筋コンクリート 平家建	(敷) 400.00 (建) 134.00 (延) 134.00	S 56. 4. 1	研修室 1 和室 2 調理実習室 1
40	真備公民館	真備町箭田 1685 TEL 086-698-0042	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 2,995.59 (建) 913.37 (延) 1,363.63	S 47. 4. 1 (新築開館)	大集会室 1 会議室 2 調理室 1 講義室 1 研修室 1 和室 3 団体事務室 2 別館茶室 1
41	川辺分館	真備町川辺 714 TEL 086-698-4185	鉄骨 平家建	(敷) 1,816.00 (建) 550.23 (延) 550.23	S 51. 3 H7. 2. 10 (増築)	集会室 2 和室 3 会議室 1 調理室 1
42	岡田分館	真備町岡田 271 TEL 086-698-1487	鉄骨 平家建	(敷) 1,914.00 (建) 400.05 (延) 400.05	H7. 2. 10 (新築開館)	集会室 2 和室 2 調理室 1
43	辻田分館	真備町辻田 947-1 TEL 086-698-6484	鉄骨 平家建	(敷) 1,286.60 (建) 211.36 (延) 211.36	S 56. 4. 14 (新築開館)	集会室 1 和室 2 調理室 1
44	菌分館	真備町市場 4358 TEL 086-698-0390	鉄骨 平家建	(敷) 1,752.03 (建) 497.96 (延) 497.96	S 53. 3 H8. 2. 16 (増築)	集会室 2 和室 3 調理室 1
45	二万分館	真備町上二万 392-1 TEL 086-698-5410	鉄骨 平家建	(敷) 1,971.96 (建) 507.10 (延) 507.10	H13. 10. 31 (新築開館)	集会室 2 和室 2 調理室 1 健康室 1
46	箭田分館	真備町箭田 1684 TEL 086-698-2979	鉄骨 平家建	(敷) 1,430.00 (建) 440.76 (延) 440.76	H12. 2. 21 (新築開館)	集会室 2 和室 1 調理室 1

47	呉妹分館	真備町尾崎 2376-1 TEL 086-698-5409	鉄骨 平家建	(敷) 1,409.00 (建) 384.15 (延) 384.15	H5.12.25 (新築開館)	集会室 2 和室 2 調理室 1
48	服部分館	真備町服部 1112-3 TEL 086-698-5411	鉄骨 平家建	(敷) 2,402.00 (建) 200.88 (延) 200.88	S 55.4.3 (新築開館)	集会室 1 和室 2 調理室 1



・貸館等使用料（R6年4月1日現在）

① 基幹公民館

（単位：円）

公民館名	区 分			金 額						備 考
				9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00	9：00～ 17：00	13：00～ 21：00	9：00～ 21：00	
倉 敷	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	楽屋、控室を含む。
			入場料等を徴収する場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
		本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
			入場料等を徴収する場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	第1会議室、第3会議室、和室			330	660	880	990	1,540	1,870	
	第2会議室、第4会議室、展示室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
水 島	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	楽屋、控室を含む。
			入場料等を徴収する場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
		本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
			入場料等を徴収する場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	第1会議室、第2会議室、展示室、工作室、音楽室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第3会議室、第4会議室、和室			330	660	880	990	1,540	1,870	
児 島	球 技 施 設	中学生、高校生	77						1時間 (1コートにつき)	
		一 般 (大学生を含む。)	165							

※冷暖房使用料 大ホール1,320円/h、大ホール以外165円/h ※金額には消費税及び地方消費税を含む。

※令和5年8月から無線LAN運用開始。（使用料無料）

## ② 地区公民館

(単位：円)

公民館名	区 分	金 額						備 考
		9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 22：00	9：00～ 17：00	13：00～ 22：00	9：00～ 22：00	
倉敷東・新田・ 福田・連島南・ 下津井・本荘・ 唐琴・郷内	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	和 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
倉敷西・倉敷 南・倉敷北・ 多津美・西阿 知・玉島東・ 玉島西・玉島 黒崎	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	小 会 議 室、和 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
庄	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第1会議室、第2会議室、 和 室、工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
茶屋町	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	実 技 練 習 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第1会議室、第2会議室、 和 室、工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
福田南・ 連 島	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
	第1会議室、第2会議室、第3会議 室、第4会議室、第5会議室、和室	330	550	660	880	1,210	1,540	
琴 浦	第1会議室、第2会議室、第3会 議室、和 室、工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	陶 芸 窯 室	660	660	660	880	880	1,100	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
玉島北	大 会 議 室	550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	第1会議室、第2会議室、第1 和 室、第 2 和 室、工 作 室	330	550	660	880	1,210	1,540	
	調 理 実 習 室	1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	

公民館名	区 分			金 額						備考
				9 : 00～ 12 : 00	13 : 00～ 17 : 00	18 : 00～ 22 : 00	9 : 00～ 17 : 00	13 : 00～ 22 : 00	9 : 00～ 22 : 00	
船 穂	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	1,980	3,300	4,180	5,280	7,480	9,460	控室を含む。
			入場料等を徴収する場合	2,970	4,950	6,270	7,920	11,220	14,190	
		本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,960	6,600	8,250	10,560	14,850	18,810	
			入場料等を徴収する場合	4,950	8,250	10,450	13,200	18,700	23,650	
	研 修 室 、 会 議 室 B			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	実習室A、実習室B、実習室C、会議室C、和室(16畳)、和室(24畳)			330	660	880	990	1,540	1,870	
	調 理 実 習 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	
真 備	大 集 会 室			550	880	1,100	1,430	1,980	2,530	
	1F会議室、2F会議室、講義室、大和室(20畳)、第1和室(8畳)、第2和室(16畳)、研修室			330	660	880	990	1,540	1,870	
	調 理 室			1,210	1,540	1,870	2,200	2,860	3,190	

※冷暖房使用料 大ホール1,320円/h、大ホール以外165円/h ※金額には消費税及び地方消費税を含む。

※令和5年9月から基幹公民館に、地区館貸出用としてモバイルWi-Fiルーターを2台ずつ配備。(使用料無料)

・利用・講座実施状況（令和5年度）

① 利用状況

公民館名	開館日数	延使用 団体数	延使用人数	主催・共催		市行政・市教委		社会教関係		町内会等		市教委が認めた団体		有料団体		一日 平均
				延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	延団体	延人数	
倉敷公民館	307	1,868	38,759	170	4,384	44	1,148	821	9,516	68	1,142	417	11,822	348	10,747	126
倉敷東公民館	292	805	10,091	126	1,963	4	104	469	4,976	49	897	70	1,370	87	781	35
倉敷西公民館	292	1,017	12,311	105	1,829	26	1,026	395	4,391	89	2,169	131	1,549	271	1,347	42
倉敷南公民館	292	737	8,658	97	1,288	26	361	346	3,102	82	1,872	86	1,036	100	999	30
倉敷北公民館	292	758	10,291	77	1,407	5	52	439	6,305	41	608	70	1,017	126	902	35
多津美公民館	292	926	10,148	101	1,548	5	51	503	4,844	63	1,077	124	1,413	130	1,215	35
新田公民館	292	566	4,726	101	1,365	3	16	354	2,392	2	25	33	371	73	557	16
庄公民館	292	1,306	17,412	102	1,702	13	1,581	760	8,384	126	2,672	50	811	255	2,262	60
茶屋町公民館	292	1,598	19,917	160	3,315	21	677	868	9,601	134	1,777	183	2,068	232	2,479	68
西阿知公民館	292	1,020	13,818	115	2,137	7	143	392	3,676	81	1,532	132	2,014	293	4,316	47
水島公民館	303	2,255	24,399	170	3,619	275	2,840	1,011	8,667	157	2,184	407	4,237	235	2,852	81
福田公民館	292	578	6,388	114	1,425	3	114	244	1,968	74	1,472	115	1,115	28	294	22
福田南公民館	292	999	8,839	159	2,373	4	50	480	3,539	47	447	153	1,525	156	905	30
連島公民館	292	1,614	14,501	140	2,004	128	2,382	958	6,934	62	558	167	1,444	159	1,179	50
連島南公民館	293	538	6,270	113	2,111	2	13	295	2,389	82	1,239	13	147	33	371	21
児島公民館	307	1,684	17,919	120	2,855	0	0	1,268	11,453	37	1,286	0	0	259	2,325	58
下津井公民館	286	358	4,571	112	1,231	17	734	152	1,555	55	758	0	0	22	293	16
本荘公民館	292	430	5,382	128	2,257	4	462	185	1,165	105	1,324	7	168	1	6	18
琴浦公民館	292	1,603	12,740	240	2,857	27	807	922	4,411	207	3,176	23	164	184	1,325	44
唐琴公民館	292	404	3,993	121	1,132	6	519	202	1,405	19	390	28	329	28	218	14
郷内公民館	292	727	8,723	117	1,714	30	1,252	472	4,013	72	1,156	0	0	36	588	30
玉島公民館	308	930	14,794	99	3,433	0	0	766	9,552	65	1,809	0	0	0	0	48
玉島東公民館	292	837	10,071	181	2,322	9	524	490	4,912	46	1,020	62	714	49	579	34
玉島西公民館	292	741	9,413	134	2,668	7	657	353	2,839	60	1,240	99	705	88	1,304	32
玉島北公民館	292	886	9,734	142	2,358	12	168	398	3,198	54	1,288	54	1,153	226	1,569	33
玉島黒崎公民館	292	461	5,086	142	1,974	5	49	197	1,756	103	1,239	0	0	14	68	17
船穂公民館	292	1,389	26,580	245	5,604	66	2,250	677	8,356	195	4,603	0	0	206	5,767	91
真備公民館	292	748	7,897	161	2,144	19	469	497	4,141	39	710	12	191	20	242	27
合計	8,228	27,783	343,431	3,792	65,019	768	18,449	14,914	139,440	2,214	39,670	2,436	35,363	3,659	45,490	42

② 講座実施状況

公民館名	講座数	受講者数	公民館名	講座数	受講者数
倉敷公民館	33	634	連島南公民館	25	360
倉敷東公民館	21	287	児島公民館	33	403
倉敷西公民館	22	268	下津井公民館	21	195
倉敷南公民館	24	315	本荘公民館	18	214
倉敷北公民館	17	187	琴浦公民館	21	334
多津美公民館	26	301	唐琴公民館	19	161
新田公民館	23	356	郷内公民館	21	275
庄公民館	23	300	玉島公民館	38	562
茶屋町公民館	25	377	玉島東公民館	22	357
西阿知公民館	20	311	玉島西公民館	27	393
水島公民館	35	450	玉島北公民館	22	266
福田公民館	22	222	玉島黒崎公民館	19	212
福田南公民館	24	213	船穂公民館	27	377
連島公民館	26	326	真備公民館	29	352
合 計				683	9,008

・グループ活動

公民館を市内の学習グループや文化団体に開放し、グループ育成に努めている。主に公民館講座修了者で結成された577の公民館グループ（令和6年4月現在）が登録されており、生活文化、文学、美術工芸、音楽、外国語など目的を同じくした仲間同士、相互の親睦を深めながら自主的にのびのびと学習している。また、これらの公民館グループが中心となり年1回学習の成果を発表する場として「公民館祭」を開催し広く市民の参加を呼びかけている。

(7) 音楽図書室（倉敷公民館）

昭和44年10月の倉敷公民館新築に際し、故大原總一郎氏のご遺志とご寄付をもとにして、3階に音楽図書室が設置された。

音楽図書室は、音楽視聴、楽譜の閲覧、音楽図書の閲覧・貸出ができる充実した音楽専門の施設。幅広いジャンルの資料が整っており、音楽の研究、生涯学習・憩いの場として利用されている。

所在地 倉敷市本町2番21号

面積 94.54m<sup>2</sup>

開室時間 午前9時～午後5時

休室日 月曜日（ただし、祝日と重なる場合は開館し、その次の平日が休館）、年末年始（12月28日～1月4日）、毎月最終金曜日、臨時休館日

① 利用案内

ア 検索方法

備えつけのファイルで、係員を通してパソコンで、ホームページで検索

イ 音楽鑑賞

CD、LPレコード、SPレコード、レーザーディスク（LD）、DVD、BD、スーパー・オーディオCD（SACD）、音楽テープをヘッドフォンやテレビの画面を通して鑑賞できる。（貸出不可）

ウ 楽譜閲覧

クラシック音楽の総譜を主体として所蔵しており、図書室内で閲覧できる。（貸出不可）

エ 音楽図書閲覧・貸出

図書室内で自由に閲覧、一人2冊以内、2週間以内で貸出できる。〔禁帯出〕書籍を除く。

② 主な設備

- ・CD再生装置（4）〔SACD（3）CD（1）〕
- ・LP再生装置（5）
- ・SP再生装置（2）
- ・LD再生装置（4）
- ・DVD・ブルーレイ再生装置（2）
- ・カセットテープ再生装置（1）
- ・ビデオテープ再生装置（1）
- ・蓄音機（3）
- ・音声モニター（7曲16人同時視聴可能）
- ・画像モニター（4曲11人同時視聴可能）

③ 保有資料

資料種別名	総数	資料種別名	総数	資料種別名	総数
L P レコード	8,385	L D	542	楽譜	1,618
S P レコード	4,315	D V D	241	音楽図書	2,426
C D	2,626	B D	42	大原コレクションCD	356
S A C D	58	音楽テープ	422		

④ 利用統計（令和5年度）

音楽鑑賞・楽譜閲覧（利用総曲数2,407曲）						閲覧貸出	見学者	計
一般	学生	高校生	中学生	小・幼	小計	135	1,430	2,394
752	55	6	8	8	829	1,565		